

都留市

第2次子ども・子育て支援事業計画（案）

令和2年3月

都留市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の対象.....	2
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状	3
1 人口・世帯等の動向.....	3
2 子育て施策の実施状況.....	12
3 ニーズ調査結果のとりまとめ.....	25
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 基本理念.....	41
2 重視する視点.....	42
3 施策の体系.....	43
第4章 施策の展開	44
基本目標1 子育て世代に寄り添った支援の充実.....	44
基本目標2 家庭・地域等の子育て力の充実.....	51
基本目標3 母親と子どもの健康の確保及び増進.....	56
基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	61
基本目標5 支援が必要な家庭・子どもへのきめ細やかな取り組みの推進.....	67
基本目標6 仕事と家庭生活の両立支援.....	74
第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策	78
1 教育・保育提供区域の設定.....	78
2 子ども数の推計.....	79
3 幼児期の特定教育・保育事業.....	80
4 地域子ども・子育て支援事業.....	84
第6章 計画の推進	92

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、出生率の低下や未婚率の上昇、晩婚化等の要因により、少子高齢化が一層進行しています。就労環境や経済の変化等によって、仕事と家庭の両立に困難さが生じるとともに、待機児童問題や放課後児童クラブの不足も深刻で、結婚・出産・子育ての希望が叶わない等、子ども・子育てを取り巻く環境は厳しいものとなっています。

さらに、家族構成の変化や、地域のつながりの希薄化等により、子育て家庭が子育てに対する支援を得ることが難しくなっていることから、子育てに対する孤立感や負担感、不安感の増加も指摘され、子ども・子育てへの支援のさらなる充実が求められています。

このような状況の中、国では、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実などを主な内容とする、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、子ども・子育てを社会全体で支援する仕組みの構築に向けて取り組んできました。

また、子ども・子育て支援法では、市町村が主体となって子ども・子育て支援に取り組むことを目指し、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を義務づけています。

本市においては、平成27年3月に次世代支援の視点も含んだ「都留市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、効率的かつ効果的な子ども・子育て支援の推進に取り組んできました。この度、令和元年度に計画期間の満了を迎えることから、新たに「第2次子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保など、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な推進を目的に策定されます。また、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画の考え方を踏襲し、子どもの健やかな成長を目的とした環境整備や子育て支援に関する事業についての方向性を定めるものです。

本計画の策定にあたっては、「都留市長期総合計画」、「都留市地域福祉計画」、「都留市教育振興基本計画」、「都留市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」等、関連する各分野の計画と整合をとります。

子ども・子育て支援法 第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。

次期計画策定に向け、計画の最終年度である令和6年度には本計画の見直しを行う予定ですが、社会環境の変化や計画の進捗状況により、計画期間内であっても必要に応じて計画を見直し、実効性のある計画とします。

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～令和元年度)							
		見直し	第2次子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)				
							見直し

4 計画の対象

本計画は市内のすべての子どもと子育て家庭、市民、地域、事業主、団体などを対象としています。また、本計画における「子ども」とは、子ども・子育て支援法における定義を踏まえ、概ね18歳未満の子どもを指します。

子ども・子育て支援法 第6条

この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1 人口・世帯等の動向

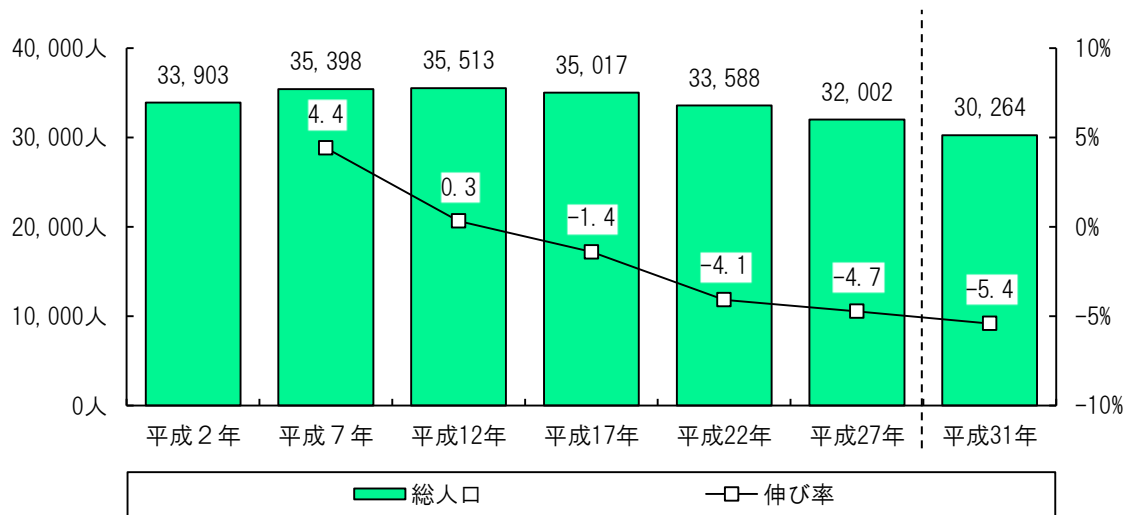
①人口の動向

本市の総人口の推移は、平成12年までは増加し続けていましたが、平成17年に減少に転じて、平成31年には30,264人となっています。

伸び率をみると、平成17年から減少に転じたため、マイナス値となっています。

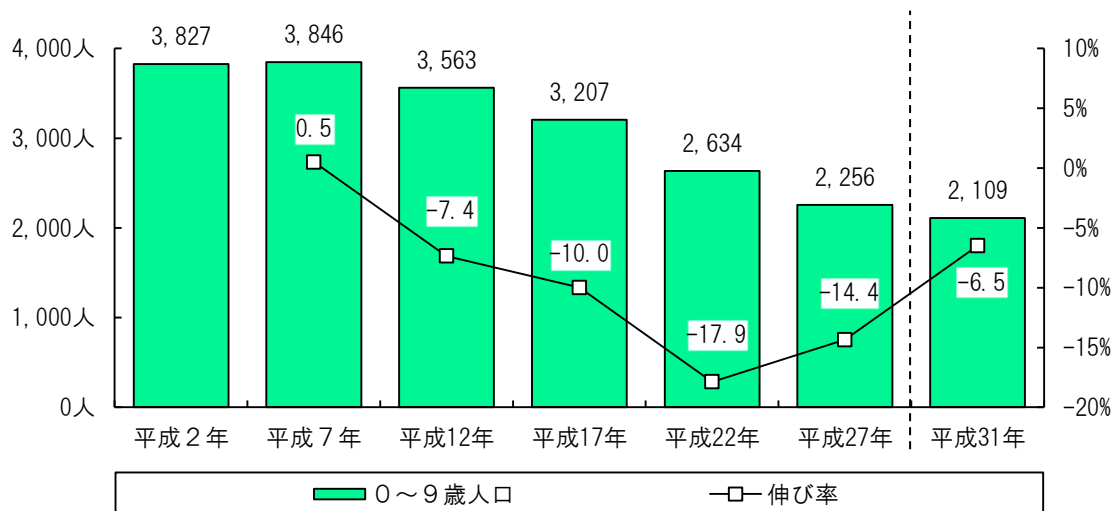
0～9歳人口の推移をみると、平成12年から減少し続けており、伸び率からもわかるように、特に平成22年の減少は著しく、伸び率は-17.9%までに落ち込んでいます。

■総人口と伸び率の推移



資料：国勢調査、平成31年は住民基本台帳（4月1日現在）

■0～9歳人口と伸び率の推移

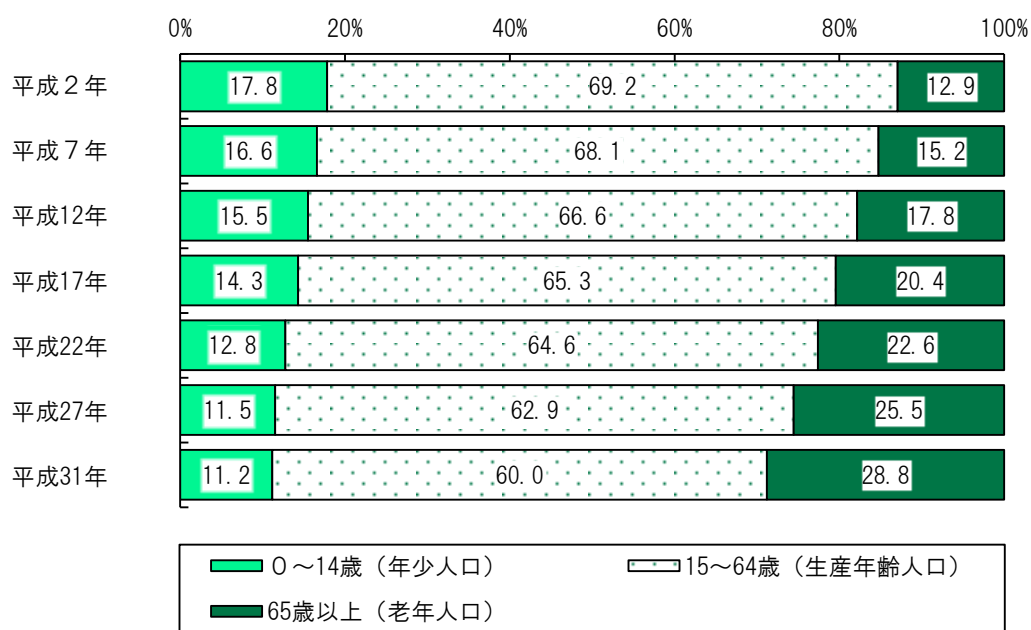


資料：国勢調査、平成31年は住民基本台帳（4月1日現在）

②人口構成

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、0～14歳までの年少人口は減少し、65歳以上の老年人口が増加する傾向が明確にみられます。特に、平成12年以降は年少人口が老年人口を下回り、平成31年には11.2%となっており、平成2年と比較して6.6ポイント減少しています。

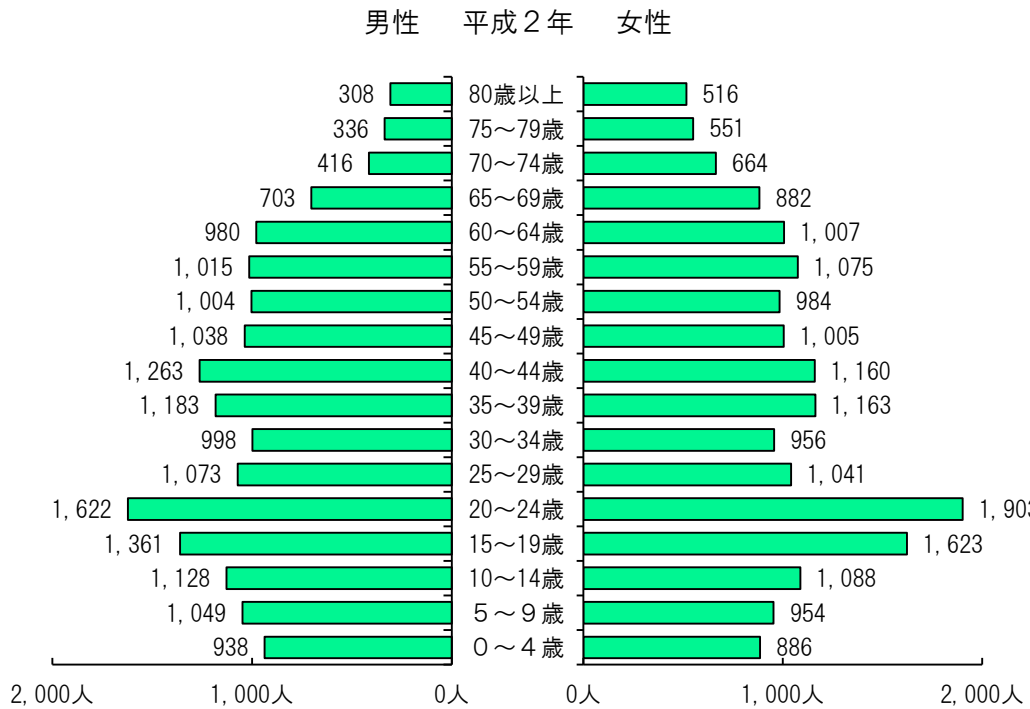
■年齢3区分別人口構成比の推移



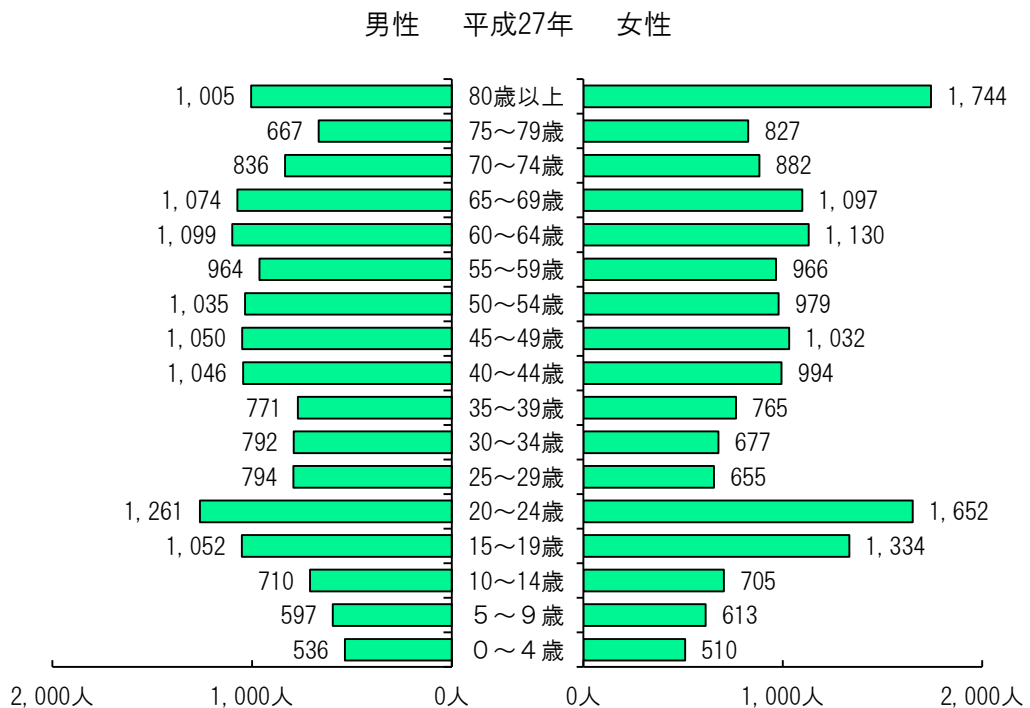
資料：国勢調査、平成31年は住民基本台帳（4月1日現在）

平成2年と平成27年の5歳階級別人口を比較すると、平成2年は、男女とも20～24歳が最も多くなっています。平成27年では、女性の80歳以上が最も多く、次いで20～24歳の人数が男女とも多くなっており、これは都留文科大学の学生層が主と考えられます。この層が本市の高齢化を抑制していますが、人口構成はすでにピラミッド型が崩れ、「つぼ型」となっています。

■ 5歳階級別・性別 人口の推移



資料：国勢調査

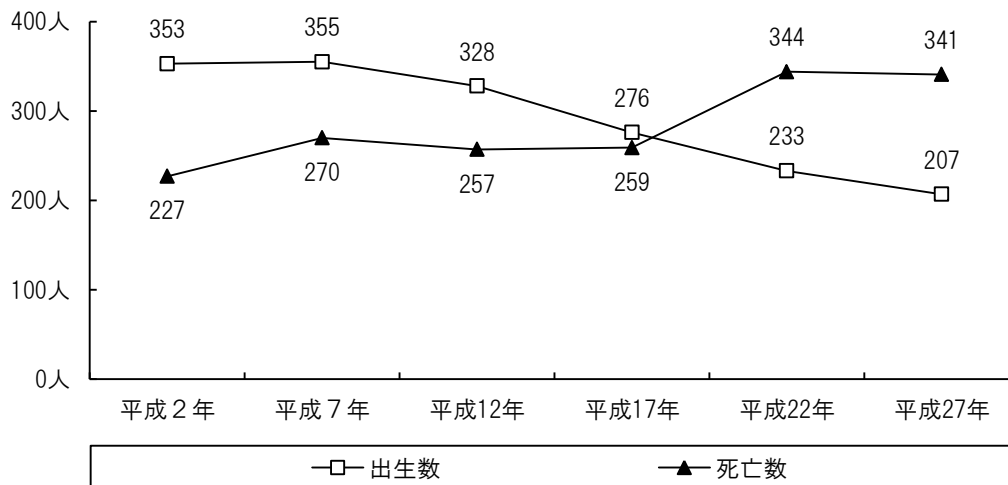


資料：国勢調査

③自然動態

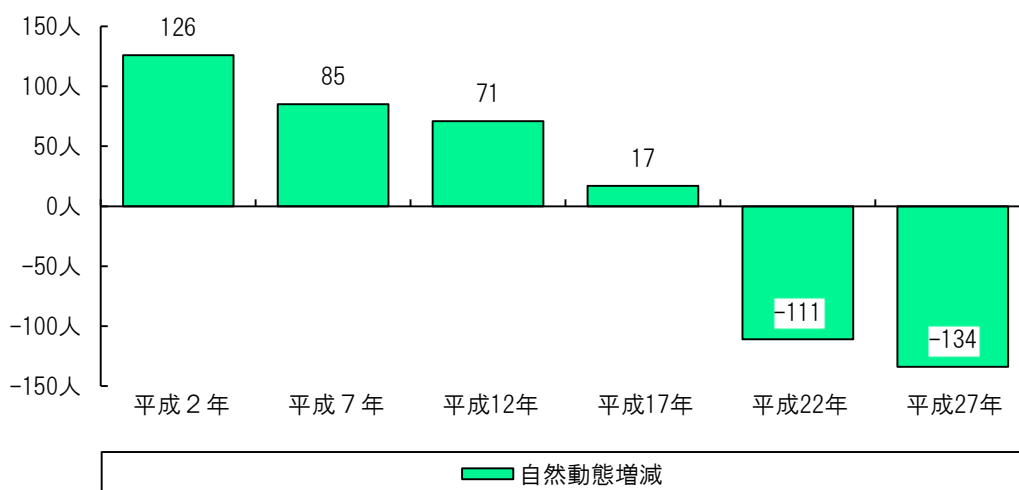
出生数と死亡数の推移をみると、出生数は減少傾向となっており、平成27年は207人となっています。一方、死亡数は増減を繰り返しながらも増加傾向で、特に平成22年の増加が大きく、平成17年から85人増加しています。このため、自然動態の増減（出生数－死亡数）は、死亡数が出生数を上回るマイナス値となり、平成27年は134人減となっています。

■出生数と死亡数の推移



資料：人口動態統計

■自然動態増減の推移

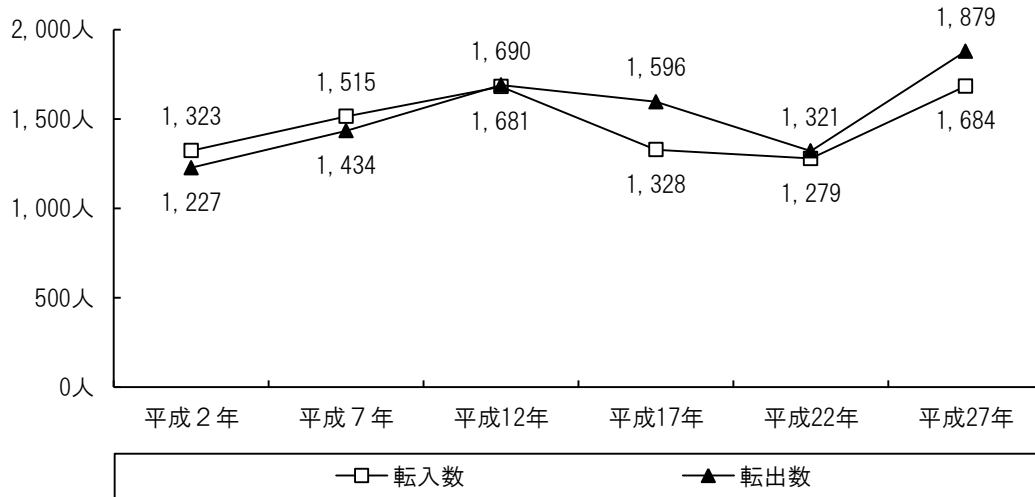


資料：人口動態統計

④社会動態

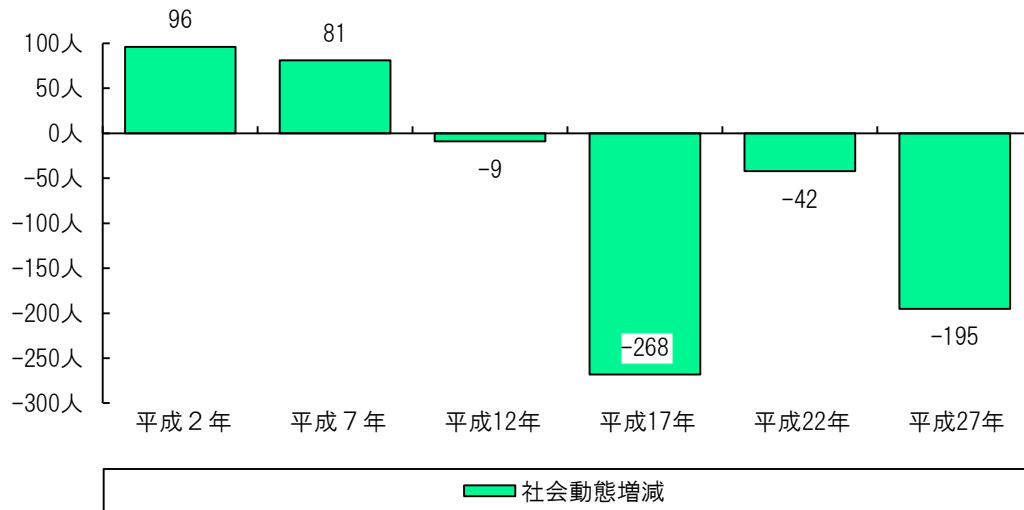
転入数と転出数の推移をみると、転入数・転出数ともに増減を繰り返しています。平成27年は転入数が1,684人、転出数が1,879人となっており、社会動態（転入数－転出数）は、195人減となっています。平成12年以降、社会減が続いています。

■転入数と転出数の推移



資料：人口動態統計

■社会動態増減の推移

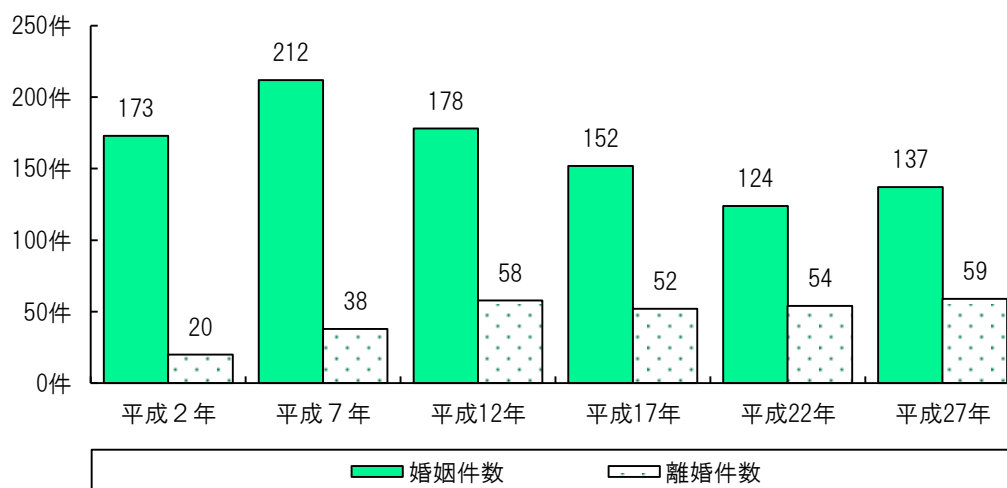


資料：人口動態統計

⑤婚姻・離婚件数

婚姻件数は、平成12年以降減少傾向にありましたが、平成27年で137件と、平成22年から13件の増加となっています。一方、離婚件数はわずかな増減がみられるものの、全体的には増加傾向で、平成27年では59件となっています。

■婚姻・離婚件数の推移



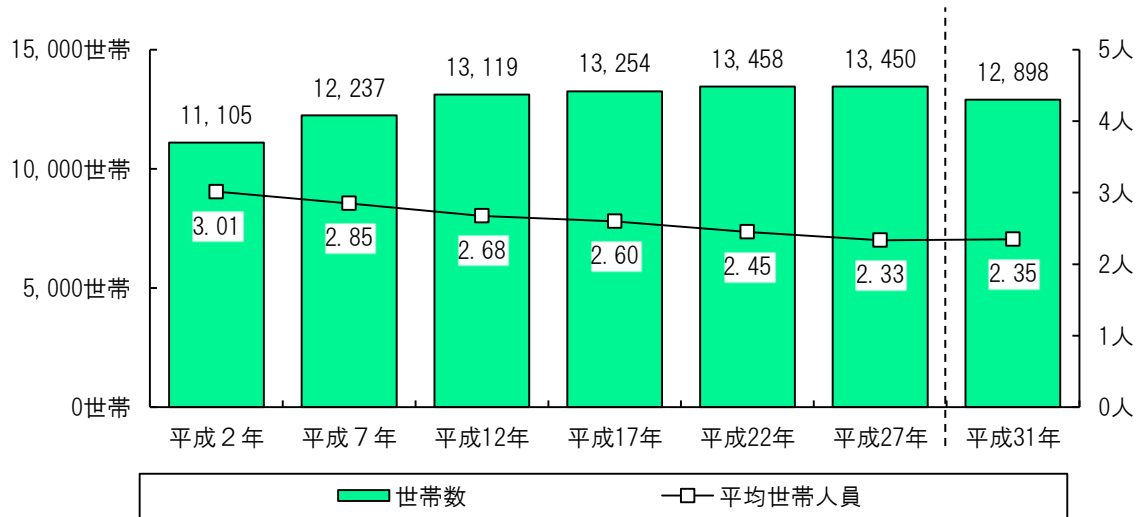
資料：人口動態統計

⑥世帯構造

世帯数は平成22年まで増加傾向ですが、平成27年で減少に転じており、平成31年には12,898世帯となっています。平均世帯人員は減少傾向にあり、平成7年以降は3人を下回り、さらに平成22年には2.5人を下回る状況となっています。

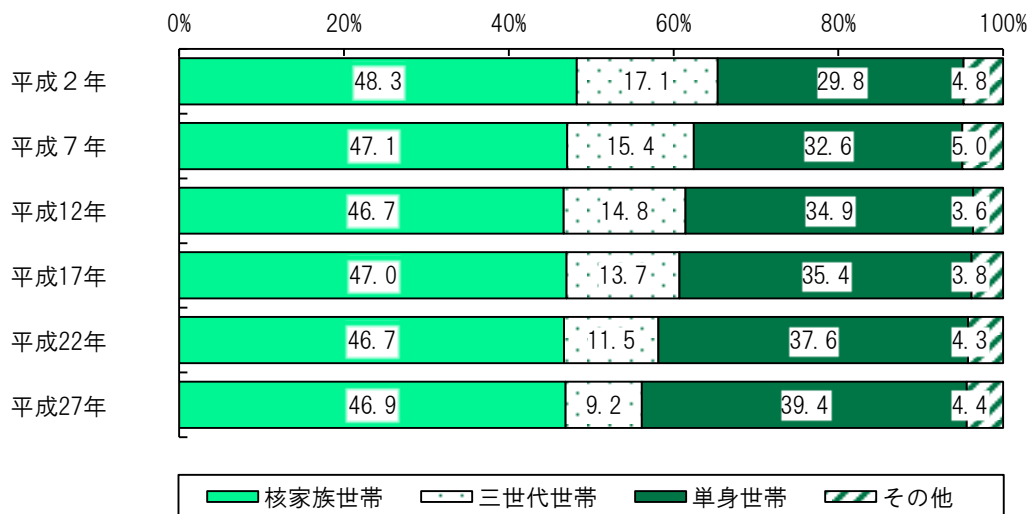
世帯構成比率は、三世帯世帯が減少傾向にある一方、単身世帯が増加傾向となっています。単身世帯は平成2年から平成27年の25年間で、1割近い増加になっています。

■世帯数と平均世帯人員の推移



資料：国勢調査、平成31年は住民基本台帳（4月1日現在）

■世帯構成比率の推移



資料：国勢調査

⑦産業別就業人口

平成27年の就業人口は、15,349人で、第一次産業が242人（1.6%）、第二次産業が5,498人（35.8%）、第三次産業が9,302人（60.6%）となっています。就業人口は平成7年までは増加していましたが、平成12年から減少に転じています。

産業別人口の構成比をみると、第三次産業の割合は増加し続けており、平成17年からは約6割を占めています。

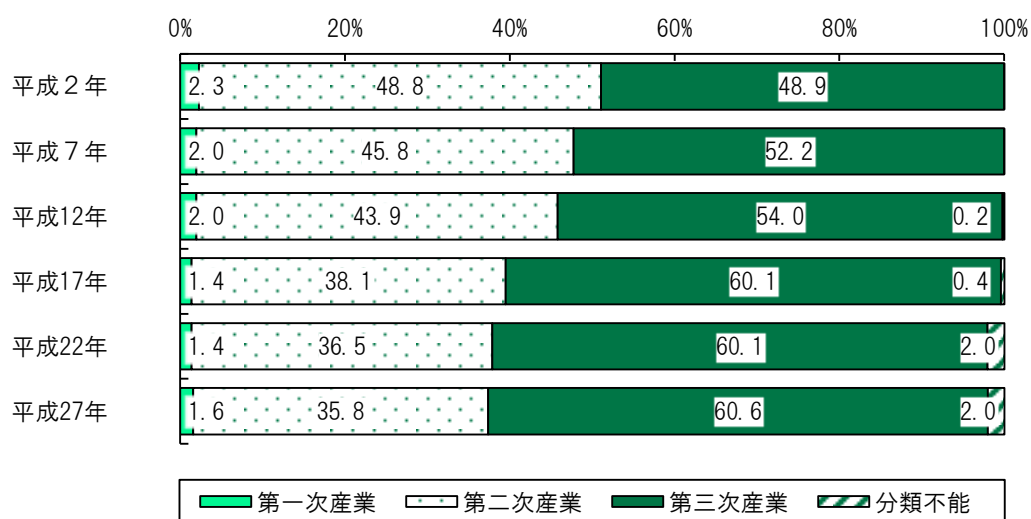
■産業別就業人口の推移

（人）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第一次産業	2.3	2.0	2.0	1.4	1.4	1.6
第二次産業	48.8	45.8	43.9	38.1	36.5	35.8
第三次産業	48.9	52.2	54.0	60.1	60.1	60.6
分類不能	0.0	0.0	0.2	0.4	2.0	2.0
総数	16,323	17,440	17,049	16,565	15,436	15,349

資料：国勢調査

■産業別人口比率の推移

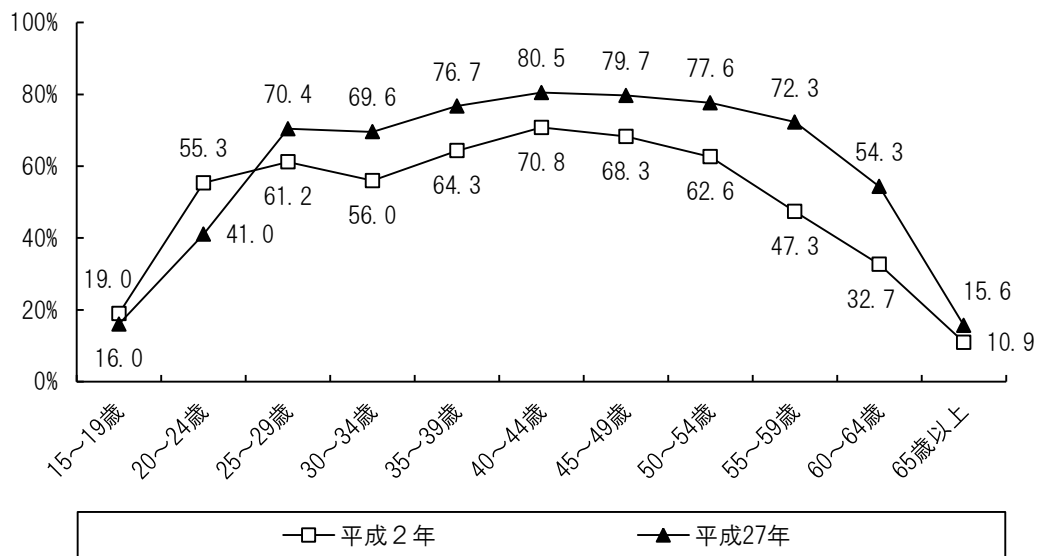


資料：国勢調査

⑧女性の就業状況

女性の就業状況について平成2年と平成27年を比較すると、平成2年には20代後半で就業率が61.2%と高く、30代前半には56.0%に下がり、30代後半から50代前半にかけて60～70%台まで上がるという、いわゆる結婚・出産・子育て期で一旦就業率の低下する“M字曲線”を描いています。しかし、平成27年には20代前半の就業率が41.0%と半数を下回り、その後は50代後半まで60～70%台で推移しており、平成2年ほど“M字曲線”ははっきりとしておらず山型になっています。また、20代後半以降において就業率が平成2年より高くなっています。

■女性の年齢層別就業率の推移



資料：国勢調査

2 子育て施策の実施状況

①教育・保育提供体制

平成31年度現在、市内保育園(所)・認定こども園の在園児童数は、1号認定子ども123人、2号認定子ども508人、3号認定子ども225人の合計856人となっています。

平成30年度までは、未就学児の人口推移に反比例し、在園児童数は増加しておりますが、これは平成28年度より、第2子以降3歳未満児の保育料無料化より3号認定子どもの入園率が増加したことによるものです。

しかしながら、当該子どもの入園率が横ばいとなったことから、平成31年度においては未就学児の人口推移に比例して在園児童数も減少に転じています。

なお、平成28年度に1号認定子どもの数が大幅に増加しているのは、ひまわり幼稚園が平成27年10月より認定こども園に移行したことによります。

■保育園(所)・認定こども園在園児童数の推移

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	在園児童数	31	126	117	127	123
2号認定	在園児童数	621	539	507	521	508
3号認定	在園児童数	94	223	264	253	225
合計		746	888	888	901	856

資料：健康子育て課（各年度4月1日現在）

②認可保育園（所）の状況

平成31年度現在、本市の保育園（所）数は10園（公立1園、私立9園）で、在園児童数は596人（公立34人、私立562人）となっています。

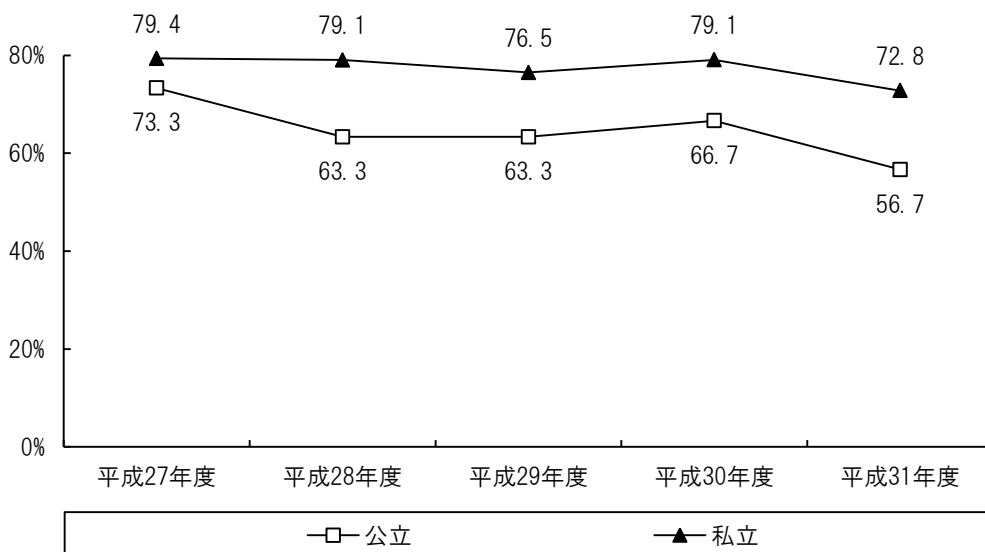
近年、公立保育園（所）における定員数の増減はありません。私立保育園では平成29年度までは定員を増加していますが、利用率が80%を割り込んでいることから、平成30年度には、大幅に定員を削減しています。

■ 保育園（所）・在園児童数の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
公立	保育園数（園）	1	1	1	1	1
	認可定員数（人）	60	60	60	60	60
	在園児童数（人）	44	38	38	40	34
	利用率（%）	73.3	63.3	63.3	66.7	56.7
私立	保育園数（園）	10	10	10	9	9
	認可定員数（人）	830	850	860	760	772
	在園児童数（人）	659	672	658	601	562
	利用率（%）	79.4	79.1	76.5	79.1	72.8
合計	保育園数（園）	11	11	11	10	10
	認可定員数（人）	890	910	920	820	832
	在園児童数（人）	703	710	696	641	596
	利用率（%）	79.0	78.0	75.7	78.2	71.6

資料：健康子育て課（各年度4月1日現在）

■ 保育園（所）の利用率の推移



資料：健康子育て課（各年度4月1日現在）

③認定こども園の状況

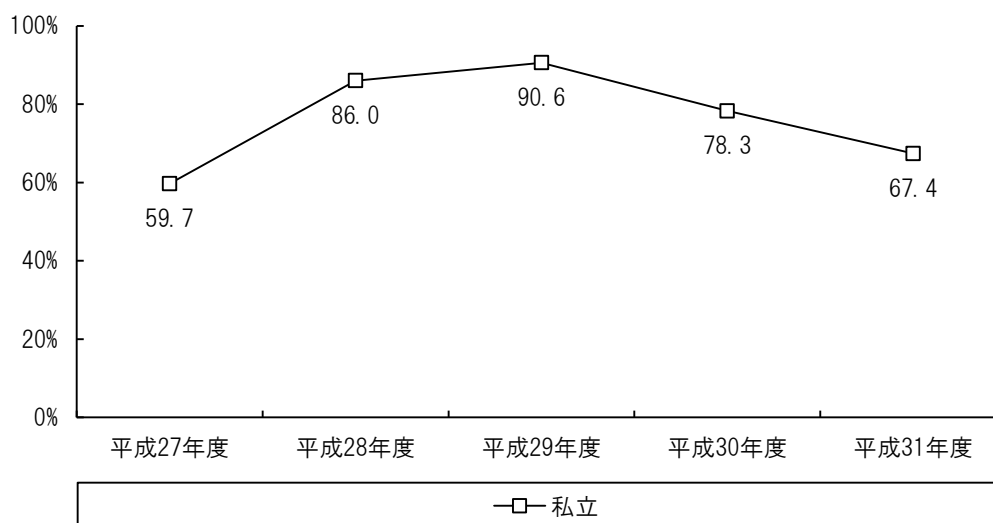
平成31年度現在、本市の認定こども園数は3園（私立3園）で、在園児童数は260人となっています。

■認定こども園・在園児童数の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
私立	認定こども園数（園）	1	2	2	3	3
	認可定員数（人）	72	207	212	332	386
	在園児童数（人）	43	178	192	260	260
	利用率（％）	59.7	86.0	90.6	78.3	67.4
合計	認定こども園数（園）	1	2	2	3	3
	認可定員数（人）	72	207	212	332	386
	在園児童数（人）	43	178	192	260	260
	利用率（％）	59.7	86.0	90.6	78.3	67.4

資料：健康子育て課（各年度4月1日現在）

■認定こども園の利用率の推移



資料：健康子育て課（各年度4月1日現在）

④特別保育の状況

特別保育の実施箇所数は、大きな変動はみられませんが、延利用者数は年度によって大きく増減しています。平成30年度は、乳児保育が11か所487人、延長保育が3か所2,183人、一時預かり保育が2か所727人、障害児保育が3か所4人、病児・病後児保育が1か所376人で実施されています。

延長保育の利用者数が平成27年度から大きく減少しているのは、平成27年度より保育の標準時間が11時間とされたことが大きく影響しているものと考えられますが、働き方改革の促進策などにより、11時間を超える保育のニーズが減少してきたことが要因の一つになっていると考えられます。

■特別保育の実施状況の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
乳児保育	実施箇所数(所)	10	11	11	11	12
	延利用者数(人)	461	382	457	487	473
延長保育 (11時間以上)	実施箇所数(所)	7	4	3	3	5
	延利用者数(人)	8,547	5,570	3,557	2,183	-
一時預かり 保育	実施箇所数(所)	5	1	2	2	2
	延利用者数(人)	302	98	629	727	278
障害児保育	実施箇所数(所)	4	6	2	3	2
	延利用者数(人)	6	6	2	4	2
病児・病後児 保育	実施箇所数(所)	1	1	1	1	1
	延利用者数(人)	269	338	418	376	318

資料：健康子育て課（令和元年度は令和2年1月までの実績、延長保育は未集計）

■各特別保育の状況

(人)

保育所名	乳児保育 延利用者数	延長保育 延利用者数	一時的保育 延利用者数	障害児保育 実利用者数
宝保育所	24	0	0	0
円通保育園	87	0	0	0
長生保育園	84	1,501	446	0
東陽保育園	26	404	0	0
三吉保育園	37	0	0	0
境保育園	60	278	0	7
盛里保育園	19	0	0	0
さくら保育園	28	0	0	12
川茂保育園	28	0	0	0
開地保育園	33	0	281	3
東桂保育園	61	0	0	0

資料：健康子育て課（平成30年度実績）

⑤地域子育て支援センターの状況

平成31年4月1日現在、本市には4か所の地域子育て支援センターがあり、下表の通りとなります。

■地域子育て支援センターの状況

開設場所	所在地	開設日時
子どもの部屋	都留市つる 2-3-23 ひまわり幼稚園内	火曜日～金曜日 9:00～14:00
ふれあいくらぶ	都留市桂町 1239-1 東桂保育園内	月曜日～金曜日 10:00～15:00
たけのこひろば	都留市下谷 2954-3 長生保育園内	月曜日～金曜日 9:00～14:00
開地保育園	都留市小野 623 開地保育園内	月曜日～金曜日 8:30～13:30

資料：健康子育て課

地域子育て支援センターは、令和2年度より、ひまわり幼稚園内・開地保育園内の2か所となります。

■ファミリー・サポート・センターの利用状況

ファミリー・サポート・センターの利用件数は、平成27年度が延べ397件、平成30年度が281件となっています。乳児保育や一時預かり保育の利用者数の増加が、ファミリー・サポート・センターの利用者の減少の要因となっていると考えられます。

■認可外保育施設の状況

認可外保育施設の状況は、平成31年度現在、病院内に3施設が設置されており、利用者数は平成31年4月1日現在6名となっています。

⑥小学校の状況

平成31年度現在、本市の小学校数は8校です。児童数は年々減少しており、平成31年度では1,411人となっています。

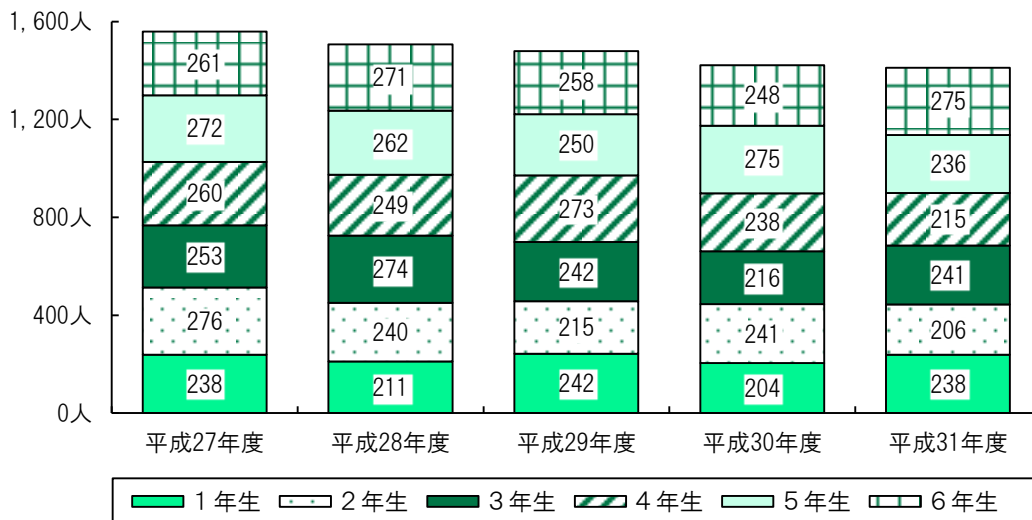
■小学校数・小学校児童数の推移

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
小学校数(校)	8	8	8	8	8
1年生	238	211	242	204	238
2年生	276	240	215	241	206
3年生	253	274	242	216	241
4年生	260	249	273	238	215
5年生	272	262	250	275	236
6年生	261	271	258	248	275
合計	1,560	1,507	1,480	1,422	1,411

資料：学校基本調査

■小学校児童数の推移



資料：学校基本調査

⑦放課後児童クラブ（学童保育）の状況

児童数の減少傾向に対し、放課後児童クラブ（学童保育）は在籍者数に増加傾向がみられます。平成31年度現在、8学区、11クラブで運営されており、在籍者数は474人となっています。

なお、平成31年度における各放課後児童クラブ（学童保育）の設置状況は、下表の時間帯で実施されています。

■放課後児童クラブ（学童保育）実施状況の推移 (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施箇所（所）	11	11	11	11	11
在籍者数	410	428	454	442	474
谷村地区さわやか第一教室	32	35	35	32	41
谷村地区さわやか第二教室	41	39	44	42	40
宝地区宝じゃりんこの会	24	33	53	50	52
東桂地区桂っ子クラブ	60	59	60	51	59
東桂地区元気っ子クラブ	65	71	64	58	53
禾生地区あおぞら第一教室	28	27	32	36	45
禾生地区あおぞら第二教室	27	27	32	34	44
禾生第二小学校地区わんぱく教室	41	42	44	39	39
開地地区とまとクラブ	27	32	26	29	30
三吉地区みよしっこクラブ	32	33	33	43	48
盛里地区旭にこにこクラブ	33	30	31	28	23

資料：健康子育て課（各年度4月末登録児童数）

■放課後児童クラブ（学童保育）設置状況

クラブ名	開館日時	長期休暇時の対応
谷村地区さわやか第一教室	13：00～18：30	8：00～18：30
谷村地区さわやか第二教室	13：00～18：30	8：00～18：30
宝地区宝じゃりんこの会	13：30～18：30	8：00～18：30
東桂地区桂っ子クラブ	13：00～18：30	8：00～18：30
東桂地区元気っ子クラブ	13：00～18：30	8：00～18：30
禾生地区あおぞら第一教室	13：00～18：30	8：00～18：30
禾生地区あおぞら第二教室	13：00～18：30	8：00～18：30
禾生第二小学校地区わんぱく教室	13：00～18：30	8：00～18：30
開地地区とまとクラブ	13：00～18：30	8：00～18：30
三吉地区みよしっこクラブ	13：00～18：30	8：00～18：30
盛里地区旭にこにこクラブ	13：00～18：30	8：00～18：30

資料：健康子育て課

⑧民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、下表の5年間では81人、82人の推移となっています。性別にみると、平成28年度までは同数に近い状態となっていました。平成28年12月の改選時で男性が8名上回りました。また、総人口は減少しているものの、少子高齢化の影響等による一人世帯の増加に伴い、一人当たりの担当世帯数は増加傾向にあります。

相談件数は、個人情報に対する保護意識の高まりなどにより減少傾向にあります。

■家庭児童相談 相談件数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
民生委員・児童委員による 相談件数（件）	646	458	158	235	-
民生委員・児童委員数（人）	81	82	82	81	81
男性委員数（人）	40	41	45	44	44
女性委員数（人）	41	41	37	37	37
1人あたり担当世帯数（世帯）	155	156	154	155	159

資料：福祉課（相談件数は各年度実績、
民生委員・児童委員数・担当世帯数は各年度4月1日現在）

⑨虐待通報の状況

虐待の通告件数は、増加傾向にあります。ここで虐待の通告件数として記載したものは、実際に虐待として取り扱った件数となり、通告があったものの虐待ではなかった件数については、計上していません。

■虐待通告件数の推移

（件）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
通告件数	19	13	20	26	24
非該当件数	0	0	0	0	0
実件数	19	13	20	26	24
処遇数	19	13	20	26	24

資料：福祉行政報告例（令和元年度は令和2年1月までの実績）

⑩家庭児童相談の状況

家庭児童相談の相談件数は、減少傾向にあります。相談内容の多くが家族関係となっています。相談件数は減少しているものの、問題の複雑化などにより支援が継続して必要な家庭が増加している傾向にあります。

■家庭児童相談 相談件数の推移 (件)

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
家庭児童相談	相談内容別相談件数 (重複あり)	性格・生活習慣等	2	0	0	0	0
		知能・言語	1	0	0	0	0
		学校生活	3	1	1	1	0
		家族関係	56	48	26	29	35
		心身障害	0	0	0	0	0
		非行	2	2	0	0	0
		環境福祉	0	0	0	0	0
		その他	1	4	1	0	6
		合計	65	55	28	30	41

資料：主要施策の成果説明書（令和元年度は令和2年1月までの実績）

保健指導・相談事業として、下表のような事業を実施しています。平成28年度より相談件数が大幅に増加している要因としては、同年に子育て世代包括支援センターを設置したことにより、全妊婦に電話での健康相談を実施したことなど、また乳児の健康相談が増加していることが要因となっています。その後、減少に転じているのは、妊婦の数の減少等により対象者が減少したことが要因と考えられます。

■保健指導・相談事業実施状況の推移

事業名	対象者		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
妊婦、乳幼児、 学童健康相談	妊産婦	実施回数（回）	随時・年間	随時・年間	随時・年間	随時・年間	随時・年間
	乳幼児	延利用者数（人）	740	1,980	1,449	1,263	1,154
すこやか相談	産婦	実施回数（回）	6	6	6	6	5
	乳幼児	延利用者数（人）	10	16	13	16	12

資料：主要施策の成果説明書（令和元年度は令和2年1月までの実績）

訪問指導事業として、下表のような事業を実施しています。平成28年度から母子訪問指導件数が大幅に増加しているのは、乳児家庭全戸訪問事業を含めた数を計上していることによります。また、産婦・乳児訪問を強化したことにより、訪問件数が増加しています。

■訪問指導事業実施状況の推移

(件)

事業名	対象	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
母子訪問指導	妊産婦～ 小学校就学前児童	148	433	459	438	331
乳児家庭全戸訪問事業	4か月未満の乳児	150	179	158	184	150

資料：主要施策の成果説明書（令和元年度は令和2年1月までの実績）

⑪母子保健事業の状況

乳幼児健康診査の受診率は、各健康診査で概ね90%以上の高い受診率で推移しています。平成30年度では、すべての健康診査で96%以上の受診率となっています。

■乳幼児健康診査の受診状況の推移

(人)

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
4か月児 健診	該当児	210	192	192	200	132
	受診児	206	182	190	198	128
	受診率(%)	98.1	94.8	99.0	99.0	97.0
7か月児 健康相談	該当児	219	200	186	203	147
	受診児	217	190	171	196	138
	受診率(%)	99.1	95.0	91.9	96.6	93.9
1歳6か月児 健診	該当児	212	213	203	174	171
	受診児	203	211	192	178	170
	受診率(%)	95.8	99.1	94.6	102.3	99.4
2歳6か月児 健診	該当児	238	211	211	207	156
	受診児	230	206	206	199	152
	受診率(%)	96.6	97.6	97.6	96.1	97.4
3歳児健診	該当児	228	238	208	219	165
	受診児	219	232	194	217	153
	受診率(%)	96.1	97.5	93.3	99.1	92.7

資料：主要施策の成果説明書（令和元年度は令和2年1月までの実績）

※受診率が100%を超えているものは、前年度受診対象児が翌年に受診したことによるものです。

健康教育事業として、下表のような事業を実施しています。のびのび教室とすくすく教室は、発達に課題のある子どもを対象に実施しており、赤ちゃん広場は保護者同士の関係づくりやリフレッシュの場として実施しています。

■健康教育事業実施状況の推移

事業名	対象者		平成	平成	平成	平成	令和
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
赤ちゃん 広場	1歳未満児 の親子	実施回数(回)	22	22	20	20	15
		参加者数(組)	462	430	320	308	175
のびのび 教室	1歳半～2歳半 までの親子	実施回数(回)	11	12	12	12	10
		参加者数(組)	104	55	35	79	96
すくすく 教室	2歳半～6歳児 の親子	実施回数(回)	24	24	24	36	28
		参加者数(組)	75	132	121	87	85

資料：主要施策の成果説明書（令和元年度は令和2年1月までの実績）

⑫各種手当・助成の受給状況

子育て家庭への経済的支援として、下表のような手当・助成事業を実施しています。児童手当延べ児童数は、減少傾向にあります。ひとり親家庭の増加により児童扶養手当の受給者数は増加傾向にあります。

各種助成受給事業は、年により増減がありますが、すこやか子育て医療費は令和元年11月より窓口無料の対象年齢を18歳まで拡大し、償還払の手続きが不要となっています。

■各種手当受給の推移

(件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童手当延べ児童数	43,082	41,452	40,090	39,158	37,859
児童扶養手当受給者数 (受給資格者数)	268	246	243	261	273
特別児童扶養手当	36	36	37	37	35
障害児福祉手当	11	12	12	11	8

資料：福祉課・健康子育て課（児童扶養手当受給者数以下は各年度4月30日現在、令和元年度のみ令和2年1月末現在）

■各種助成受給の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
すこやか子育て 医療費助成（金額）	103,588,085	99,804,934	114,599,045	110,803,942	93,839,961
ひとり親家庭 医療費助成（金額）	17,746,145	17,285,001	17,040,206	16,342,917	14,417,365
重度心身障害者等 医療費助成（受給者数）（人）	22	31	30	28	25
特定不妊 治療費助成（延件数）	30	25	7	17	6
母子家庭等 入学準備金（件）	助成なし	8	8	19	47

資料：主要施策の成果説明書

（令和元年度は令和2年1月まで、
母子家庭等入学準備金は令和2年2月17日までの実績）

⑬公園の状況

都市公園法に基づく公園が、市内には11か所設置されています。また、児童が遊べる広場は、市内全域に104か所あります。

■公園の整備状況

公園名称	所在地	概要
楽山公園	都留市上谷2140番地	四阿、バーゴラ、ベンチ、水飲み場、案内板
城南公園	都留市上谷一丁目287番地	2連ブランコ、ロッククライムウォール、健康器具、水飲み場、ベンチ、園内灯、トイレ、案内板
楽山風致公園	都留市上谷2141番地1	テーブル、ベンチ
玉川公園	都留市玉川637番地	2連ブランコ、ベンチ、水飲み場、サッカーグラウンド、トイレ、夜間照明
都留市総合運動公園	都留市上谷1923番地	野球場、陸上競技場、多目的広場、駐車場
サン玉川公園	都留市下谷2809の36	ベンチ
富士見坂公園	都留市上谷一丁目322番地	四阿、ベンチ、水飲み場、案内板
二ノ側公園	都留市田原二丁目1128番地	複合遊具、四阿、ベンチ、水飲み場
三ノ側公園	都留市田原二丁目1149番地	四阿、ベンチ、水飲み場
楽山風致公園	都留市上谷2141番地1	トイレ、ベンチ、水のオブジェ、外灯、案内板、防犯カメラ
田原の滝公園	都留市田原四丁目596番地3	四阿、ベンチ、水飲み場、案内板

資料：都市公園台帳

⑭地域活動の状況

地域活動団体は、育成会、スポーツ少年団が団体数に増減はあるものの、少子化の影響で参加者は減少傾向にあります。また、ボーイスカウト、ガールスカウトも人数の減少が続いています。

■地域活動の実施状況の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
育成会	子ども会数（団体）	78	79	75	74	76
	人数（人）	2,652	2,253	2,220	2,102	2,077
スポーツ少年団	団体数（団体）	24	24	23	23	24
	人数（人）	385	354	352	326	331
ボーイスカウト	団体数（団体）	1	1	1	1	1
	人数（人）	45	38	32	25	21
ガールスカウト	団体数（団体）	1	1	1	1	1
	人数（人）	37	31	29	28	25

資料：生涯学習課（各年度4月1日現在）

3 ニーズ調査結果のとりまとめ

(1) 調査概要

①調査目的

「第2次都留市子ども・子育て支援事業計画」(2020年度から2024年度)を策定するにあたり、市民の子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握し、これから必要とされている支援を計画に盛り込んでいくため、実施しました。

②調査対象

就学前児童：都留市内在住の就学前児童を持つ保護者

小学1年生～小学4年生：都留市内在住の小学1年生～小学4年生を持つ保護者

③調査方法

就学前児童：郵送配布・郵送回収

小学1年生～小学4年生：郵送配布・郵送回収

④調査期間

就学前児童：平成31年2月21日(木)～平成31年3月11日(月)

小学1年生～小学4年生：平成31年2月21日(木)～平成31年3月11日(月)

⑤調査期間

	発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	893	558	558	62.5%
小学1年生～小学4年生	583	414	414	71.0%

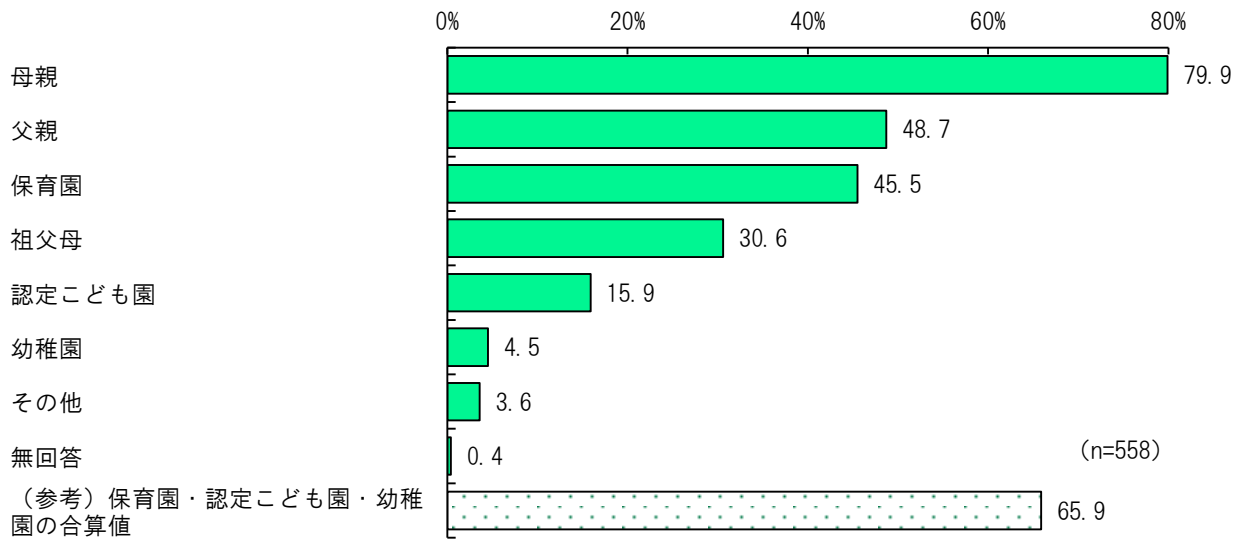
※有効回収数とは、回収数から白票などの無効票を除いた数

⑥報告書を見る際の注意点

- (1) 基数となるべき実数は調査数nとして記載しています。
- (2) 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- (3) 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- (4) 回答で「保育園」という回答が「認定こども園」に比べ多くなっているのは、本市には保育所(園)が10施設に対し、認定こども園が3施設であることなどが影響しているものと思われます。また、幼稚園については、本市の幼稚園は全て認定こども園に移行しているため、ここで回答されている幼稚園は、認定こども園のことでありと考えられます。

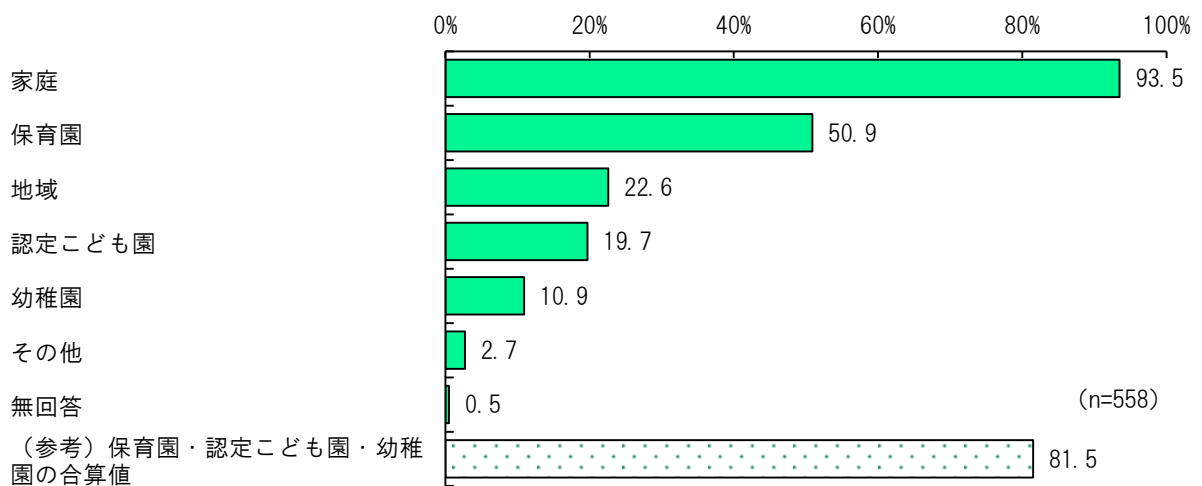
(2) 調査結果【就学前児童】

①子育てに日常的に関わっている人（施設）



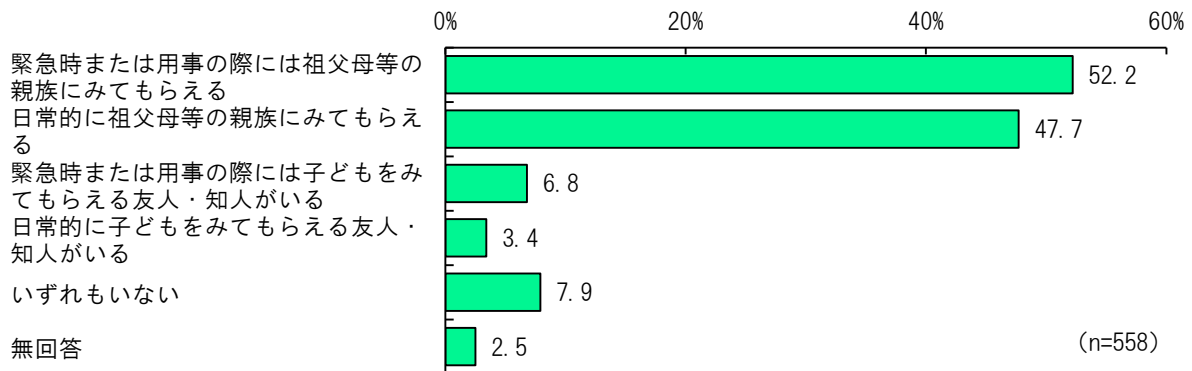
子育てに日常的に関わっている人（施設）においては、「母親」が79.9%と最も多く、次いで「父親」が48.7%、「保育園」が45.5%などとなっています。

②子育てにもっとも影響すると思われる環境



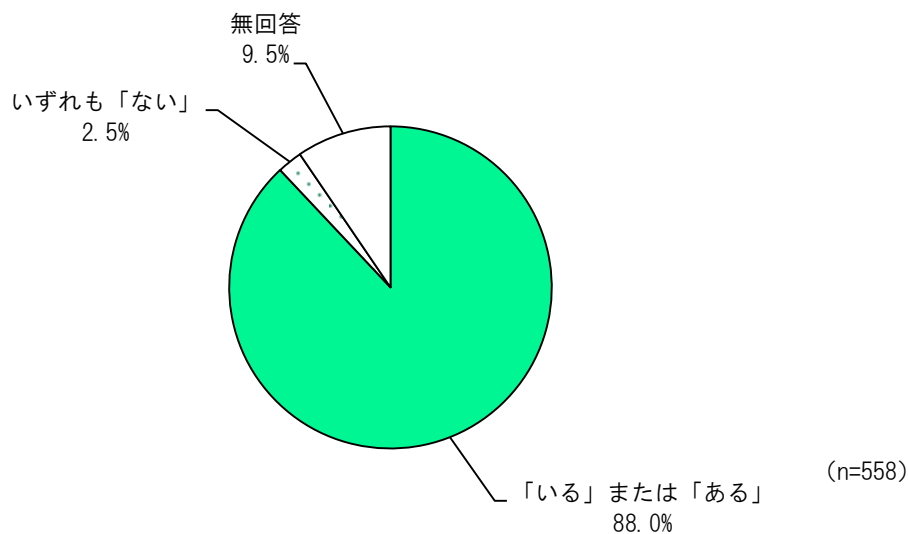
子育てにもっとも影響すると思われる環境においては、「家庭」が93.5%と最も多く、次いで「保育園」が50.9%、「地域」が22.6%などとなっています。

③子どもをみてもらえる親族・知人の有無



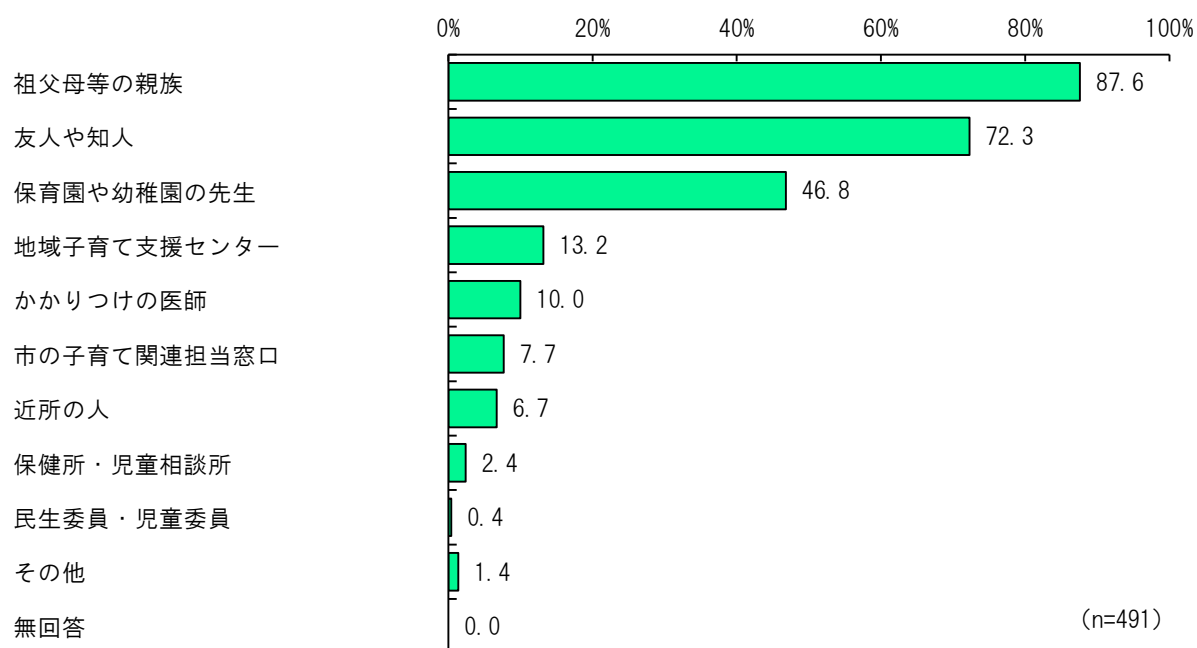
子どもをみてもらえる親族・知人の有無においては、「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が52.2%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が47.7%、「緊急時または用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が6.8%などとなっています。また、「いずれもない」が7.9%となっています。

④子育てをする上で相談できる人の有無



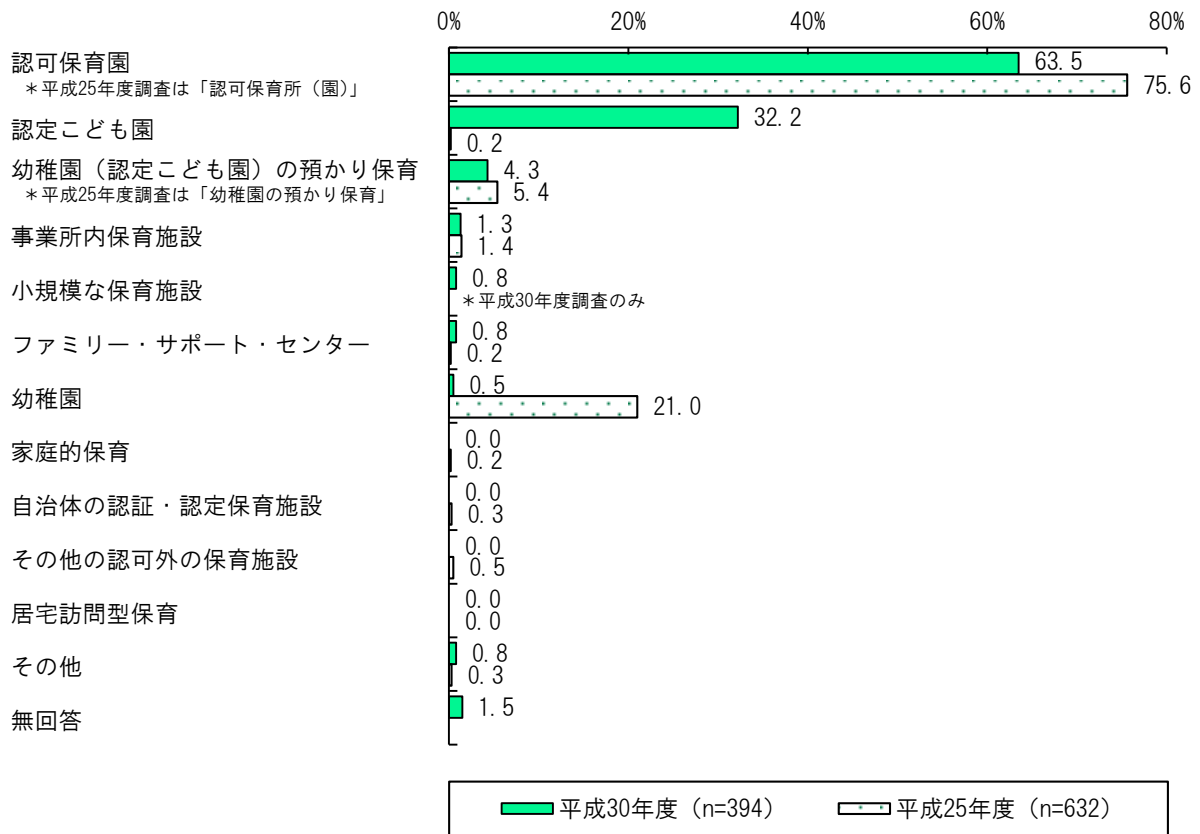
子育てをする上で相談できる人の有無においては、「「いる」または「ある」」が88.0%、「いずれも「ない」」が2.5%となっています。

⑤子育てに関して気軽に相談できる先



子育てに関して気軽に相談できる先においては、「祖父母等の親族」が87.6%と最も多く、次いで「友人や知人」が72.3%、「保育園や幼稚園の先生」が46.8%などとなっています。

⑥平日に定期的にご利用している教育・保育事業

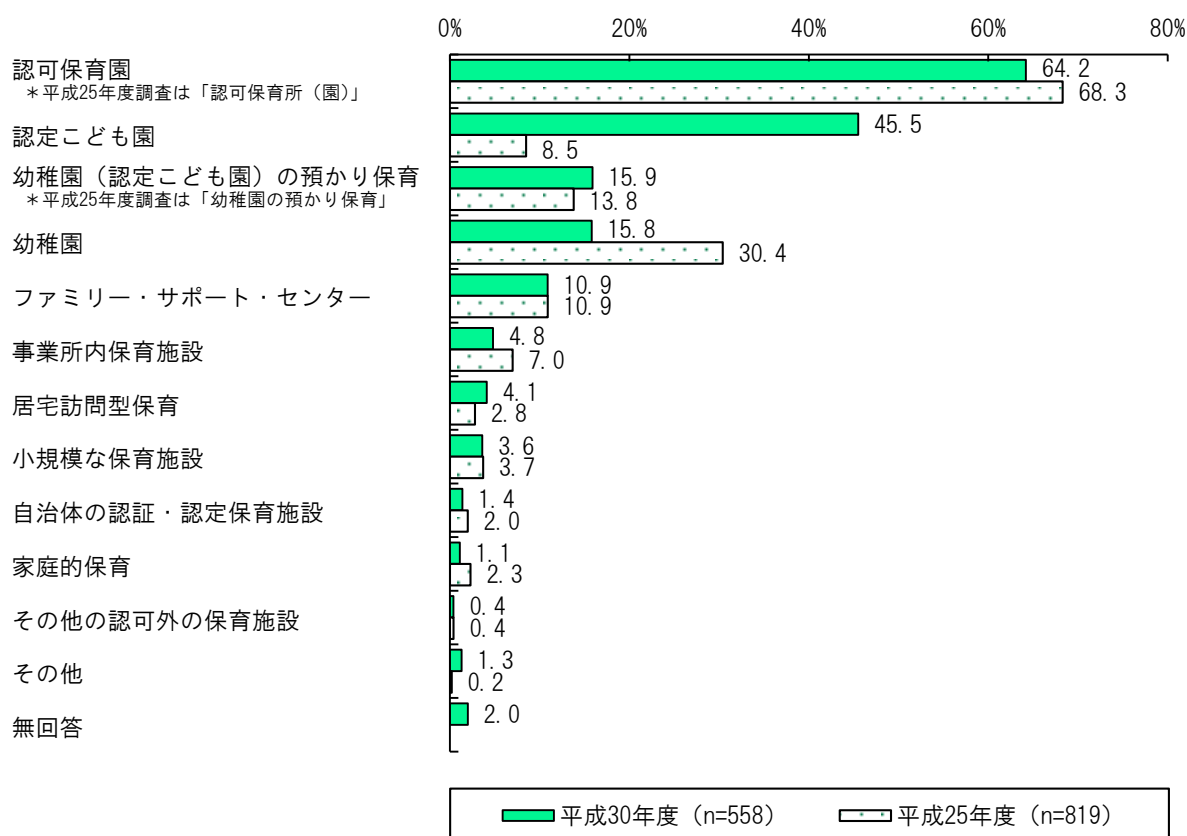


※平成25年度調査では、無回答者を除いて割合を算出しています。

平日に定期的にご利用している教育・保育事業においては、「認可保育園」が63.5%と最も多く、次いで「認定こども園」が32.2%、「幼稚園(認定こども園)の預かり保育」が4.3%などとなっています。

平成25年度調査と同様に、「認可保育園」が最も多くなっています。

⑦平日の教育・保育事業として定期的にご利用したい事業

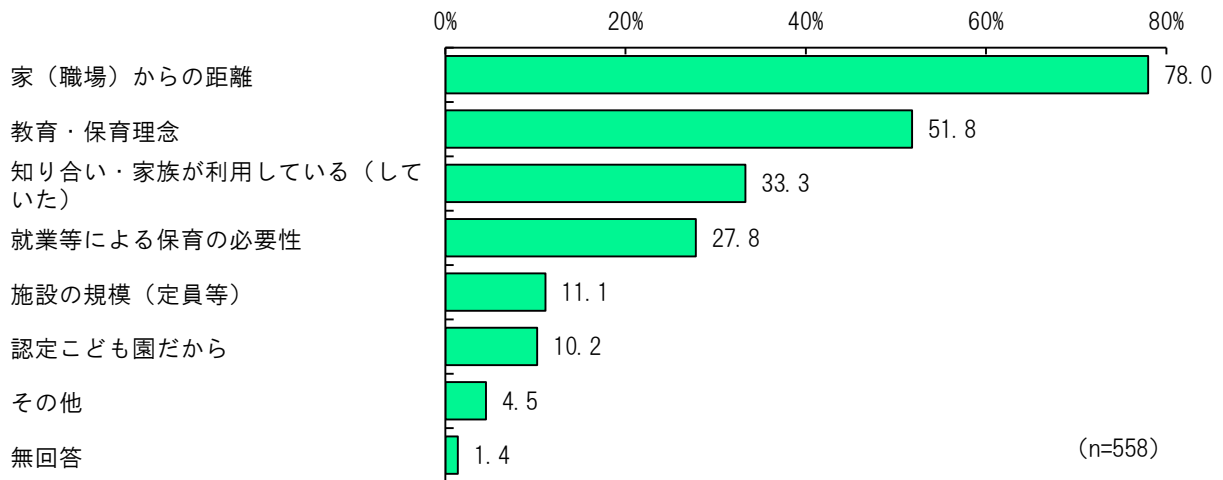


※平成25年度調査では、無回答者を除いて割合を算出しています。

平日の教育・保育事業として定期的にご利用したい事業においては、「認可保育園」が64.2%と最も多く、次いで「認定こども園」が45.5%、「幼稚園(認定こども園)の預かり保育」が15.9%などとなっています。

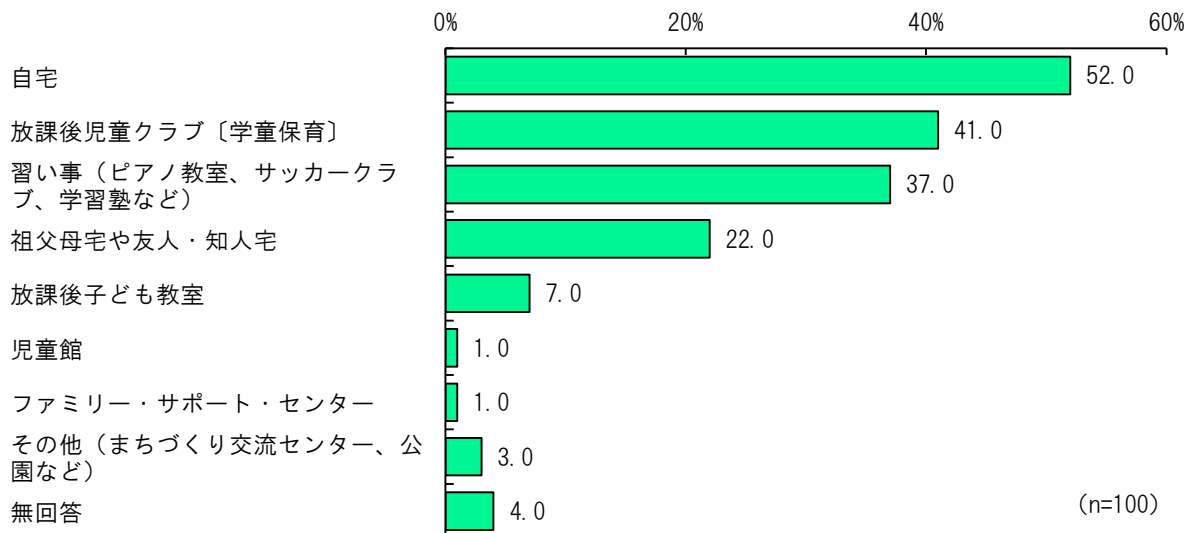
平成25年度調査と同様に、「認可保育園」が最も多くなっています。

⑧教育・保育事業を選ぶ基準



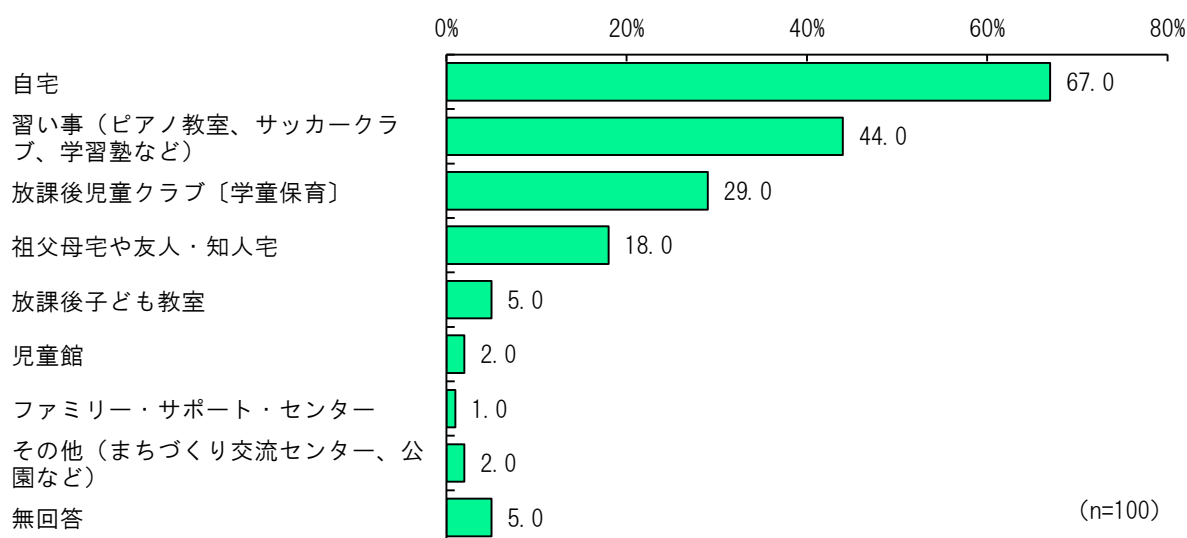
教育・保育事業を選ぶ基準においては、「家（職場）からの距離」が78.0%と最も多く、次いで「教育・保育理念」が51.8%、「知り合い・家族が利用している（していた）」が33.3%などとなっています。

⑨小学校低学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所



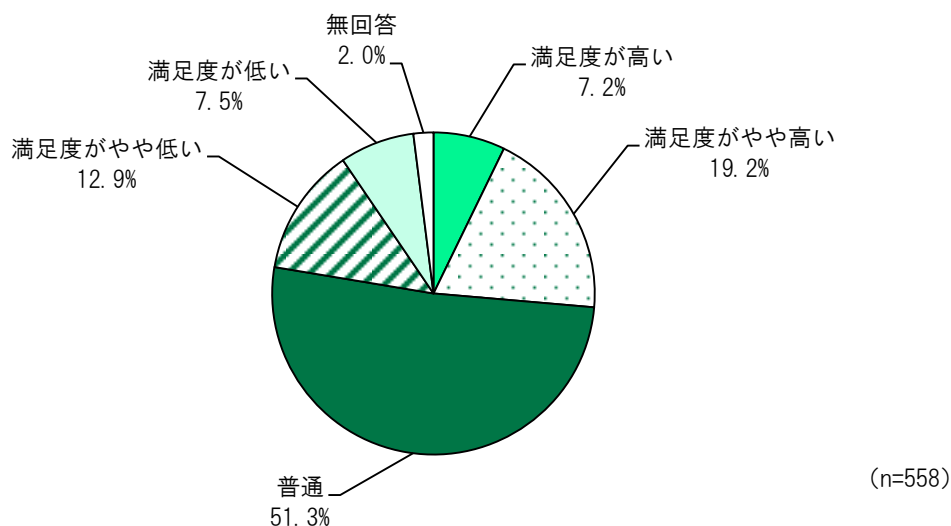
小学校低学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所においては、「自宅」が52.0%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が41.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が37.0%などとなっています。

⑩小学校高学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所



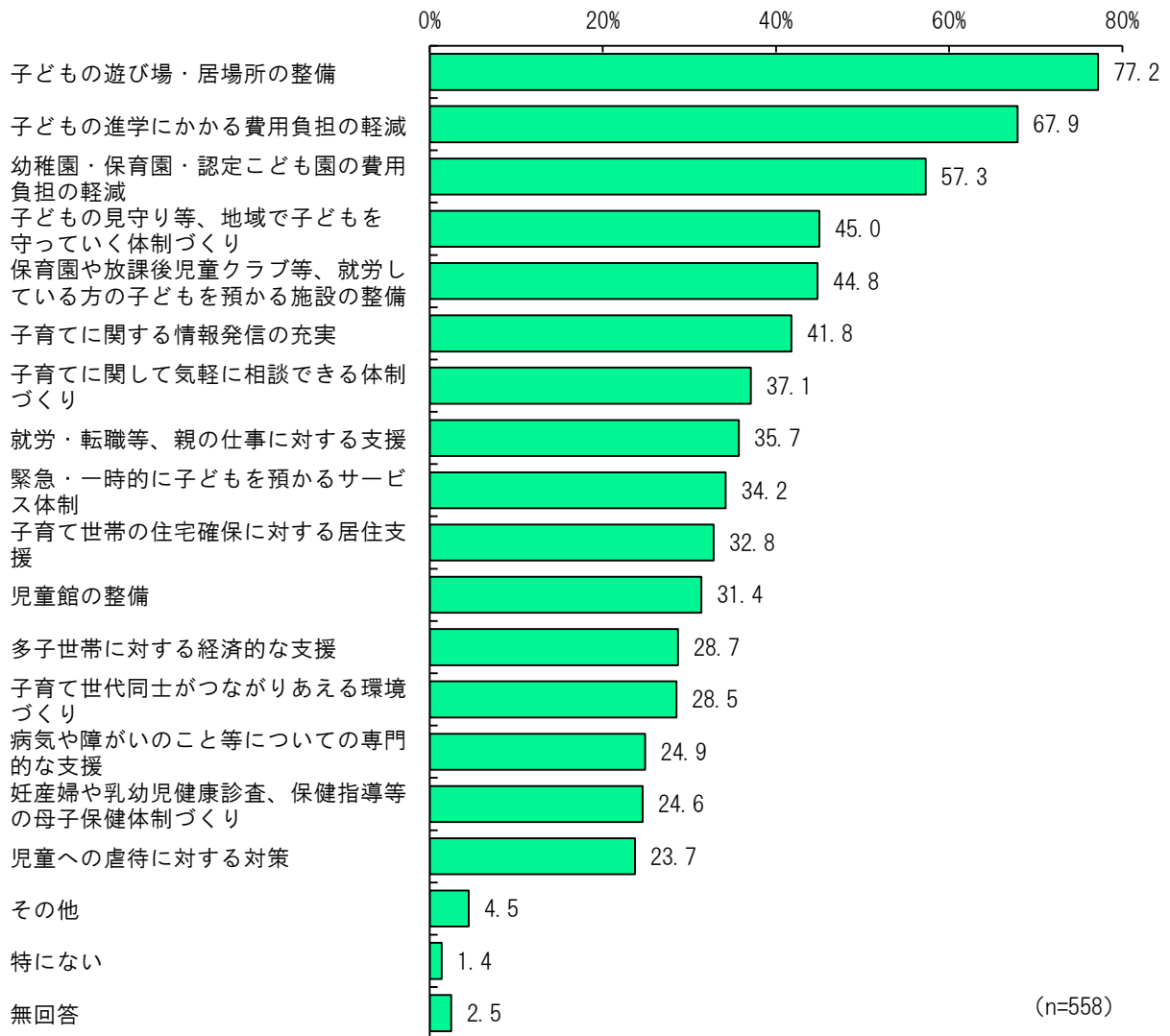
小学校高学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所においては、「自宅」が67.0%と最も多く、次いで「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が44.0%、「放課後児童クラブ [学童保育]」が29.0%などとなっています。

⑪都留市における子育ての環境や支援への満足度



本市における子育ての環境や支援への満足度においては、「普通」が51.3%と最も多く、次いで「満足度がやや高い」が19.2%、「満足度がやや低い」が12.9%などとなっています。

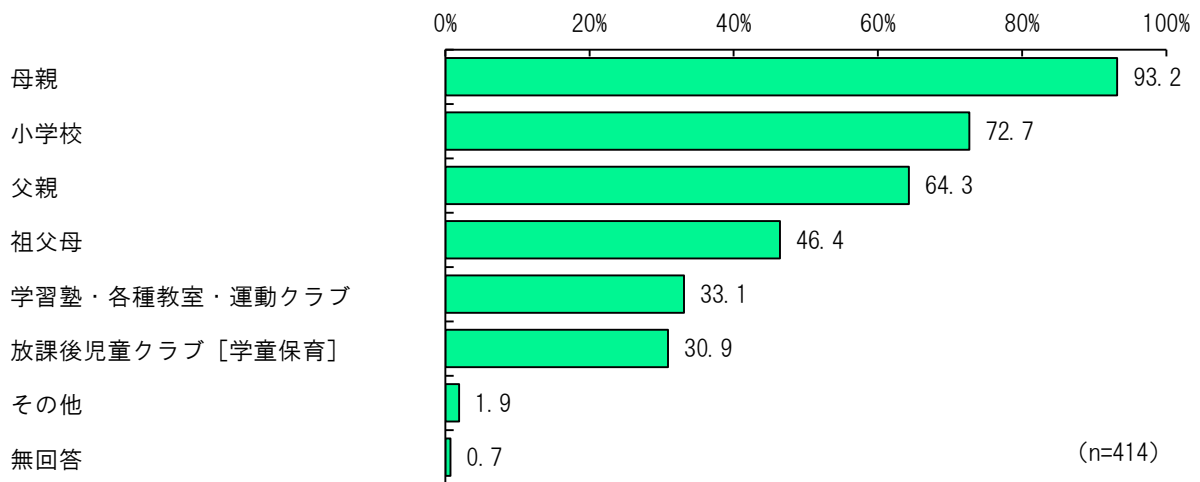
⑫子育てや子育て世帯に必要なまたは重要だと思う支援



子育てや子育て世帯に必要なまたは重要だと思う支援においては、「子どもの遊び場・居場所の整備」が77.2%と最も多く、次いで「子どもの進学にかかる費用負担の軽減」が67.9%、「幼稚園・保育園・認定こども園の費用負担の軽減」が57.3%などとなっています。

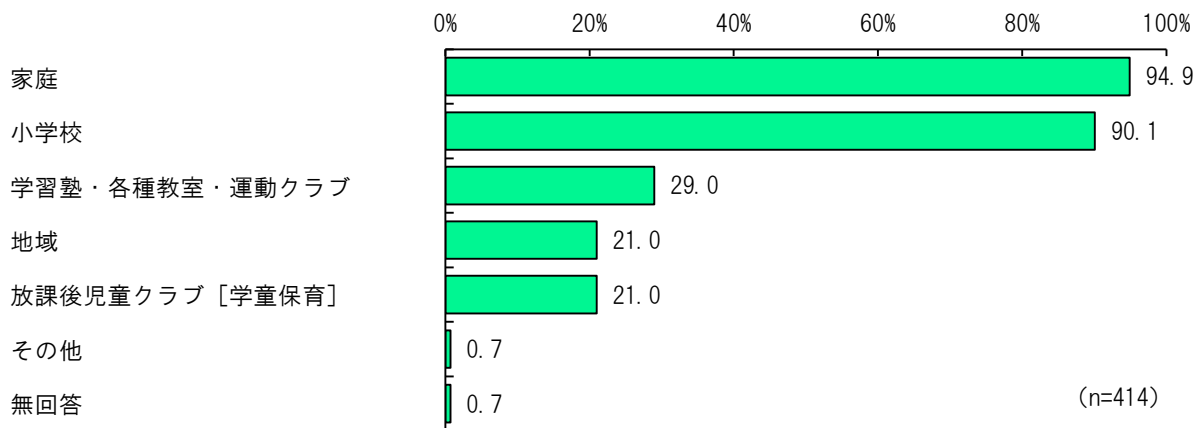
(3) 調査結果【小学1年生～小学4年生】

①子育てに日常的に関わっている人（施設）



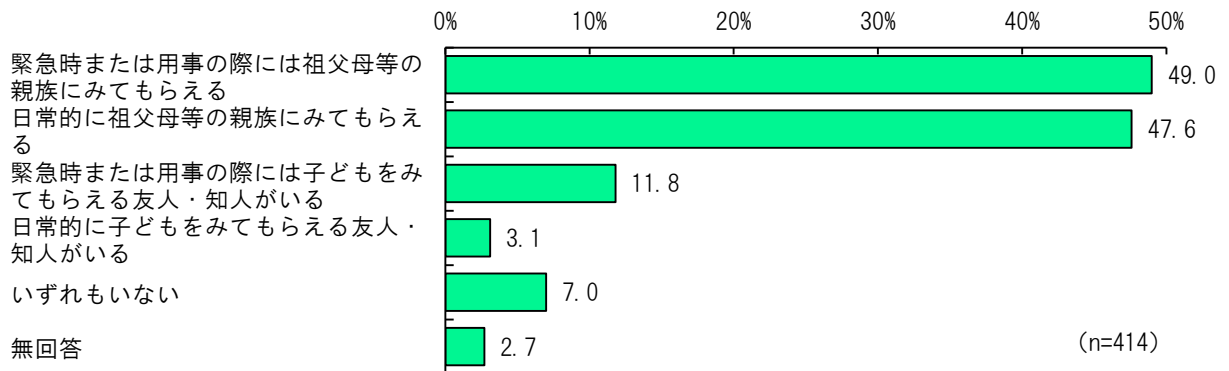
子育てに日常的に関わっている人（施設）においては、「母親」が93.2%と最も多く、次いで「小学校」が72.7%、「父親」が64.3%などとなっています。

②子育てにもっとも影響すると思われる環境



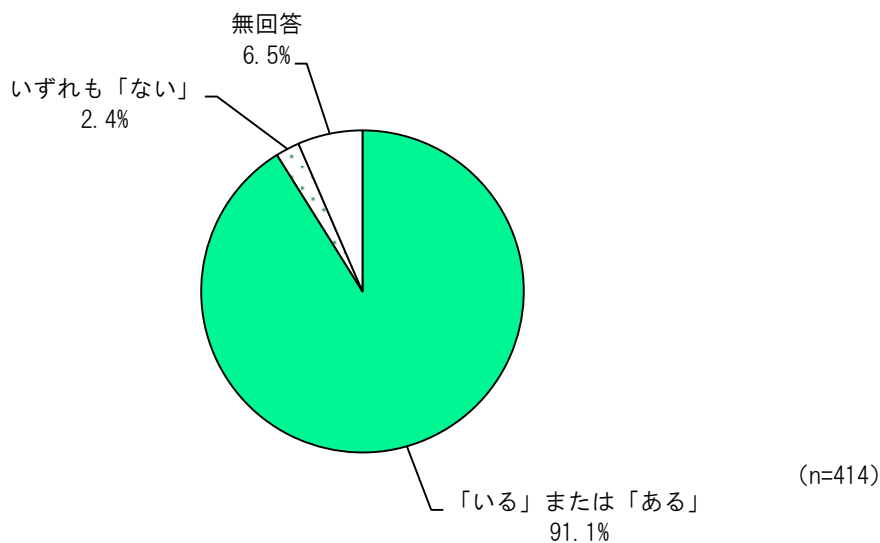
子育てにもっとも影響すると思われる環境においては、「家庭」が94.9%と最も多く、次いで「小学校」が90.1%、「学習塾・各種教室・運動クラブ」が29.0%などとなっています。

③子どもをみてもらえる親族・知人の有無



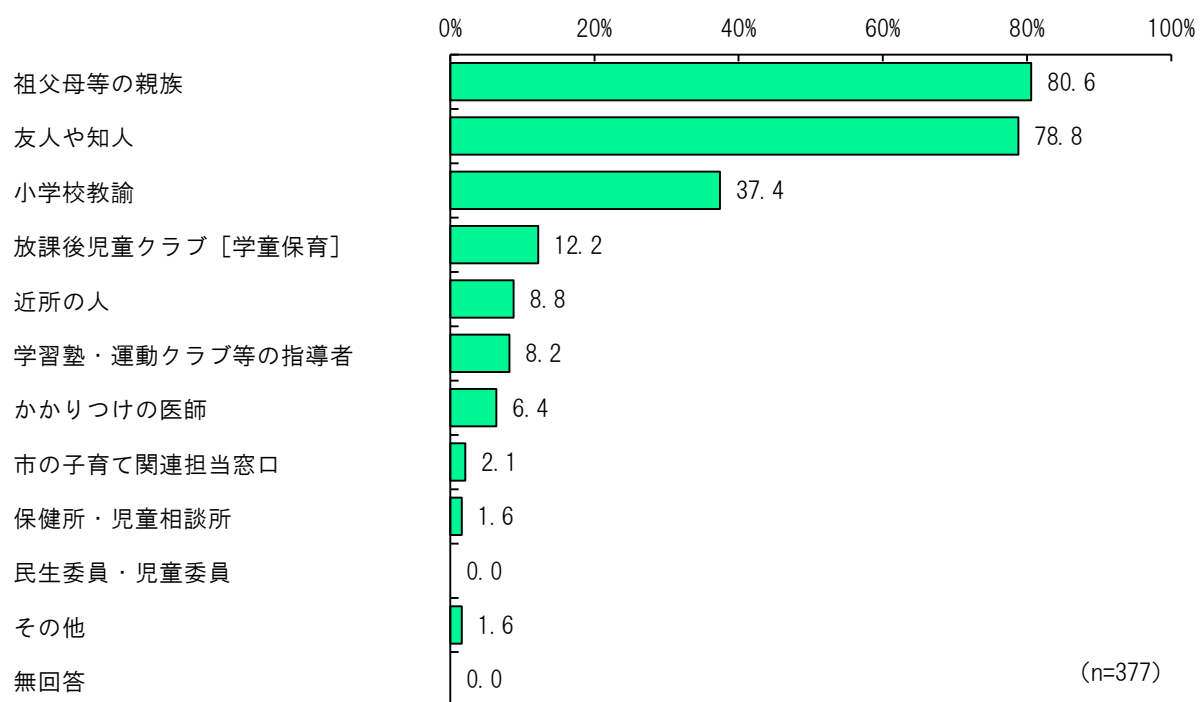
子どもをみてもらえる親族・知人の有無においては、「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が49.0%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が47.6%、「緊急時または用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が11.8%などとなっています。

④子育てをする上で相談できる人の有無



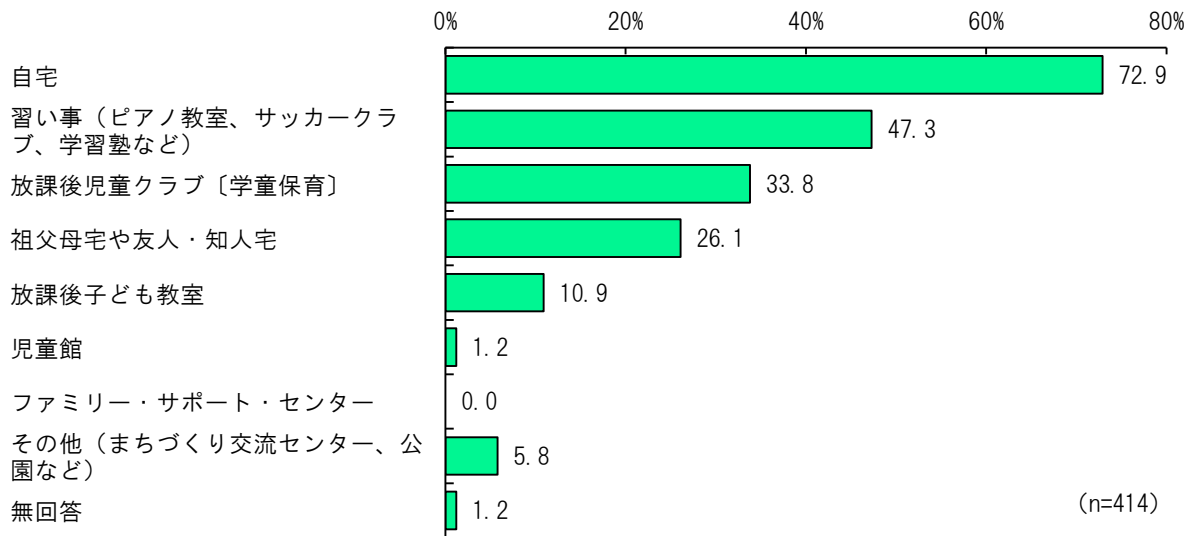
子育てをする上で相談できる人の有無においては、「「いる」または「ある」」が91.1%、「いずれも「ない」」が2.4%となっています。

⑤子育てに関して気軽に相談できる先



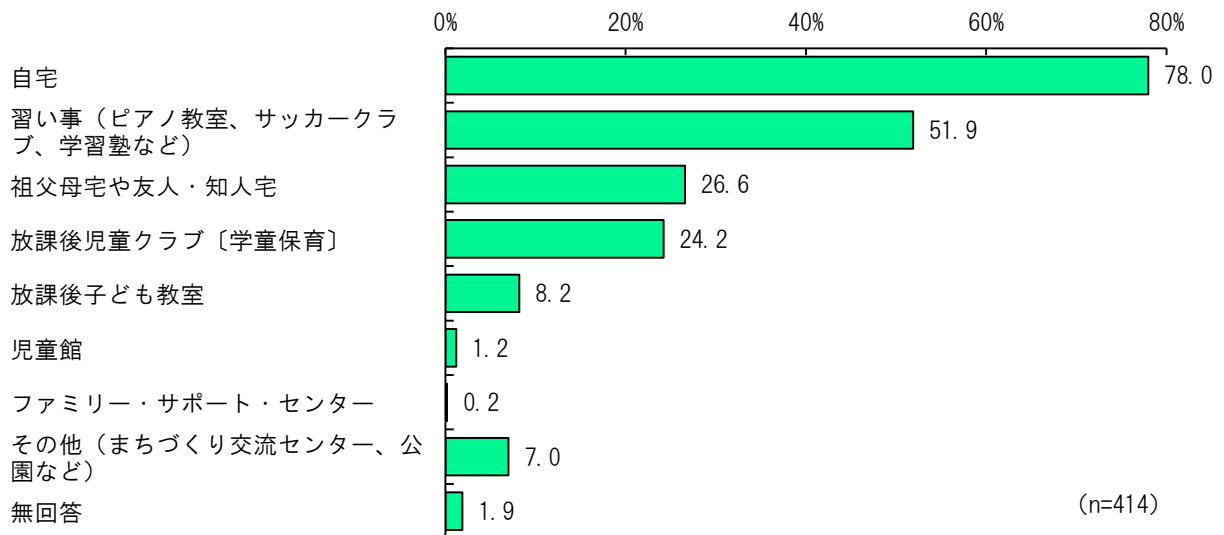
子育てに関して気軽に相談できる先においては、「祖父母等の親族」が80.6%と最も多く、次いで「友人や知人」が78.8%、「小学校教諭」が37.4%などとなっています。

⑥放課後の時間を過ごす場所



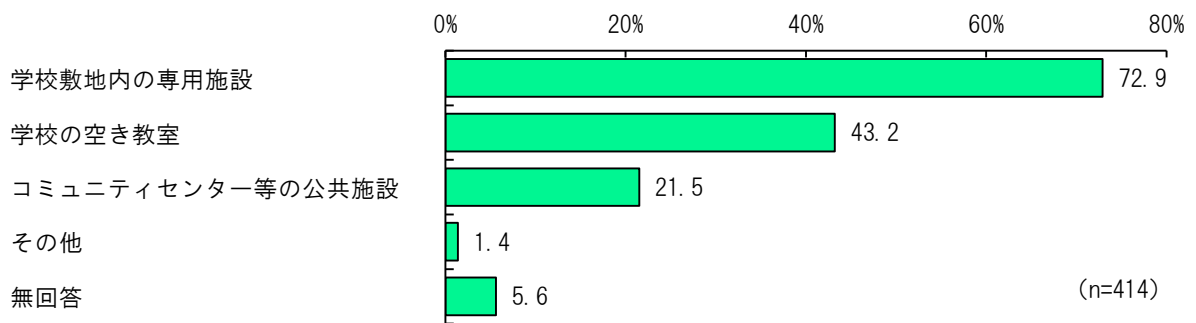
放課後の時間を過ごす場所においては、「自宅」が72.9%と最も多く、次いで「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が47.3%、「放課後児童クラブ [学童保育]」が33.8%などとなっています。

⑦小学校高学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所



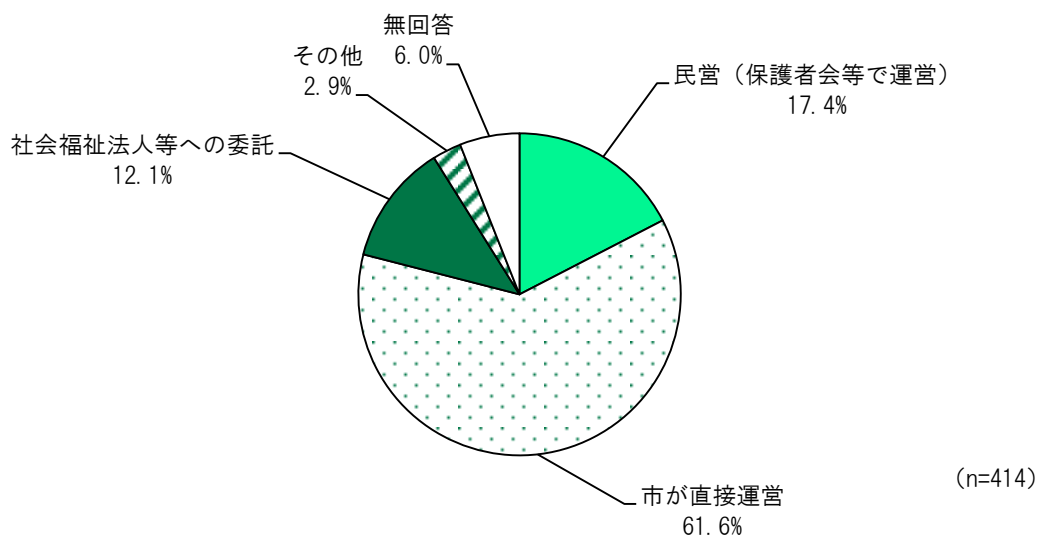
小学校高学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所においては、「自宅」が78.0%と最も多く、次いで「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が51.9%、「祖父母宅や友人・知人宅」が26.6%などとなっています。

⑧放課後児童クラブの実施場所として良いと思う場所



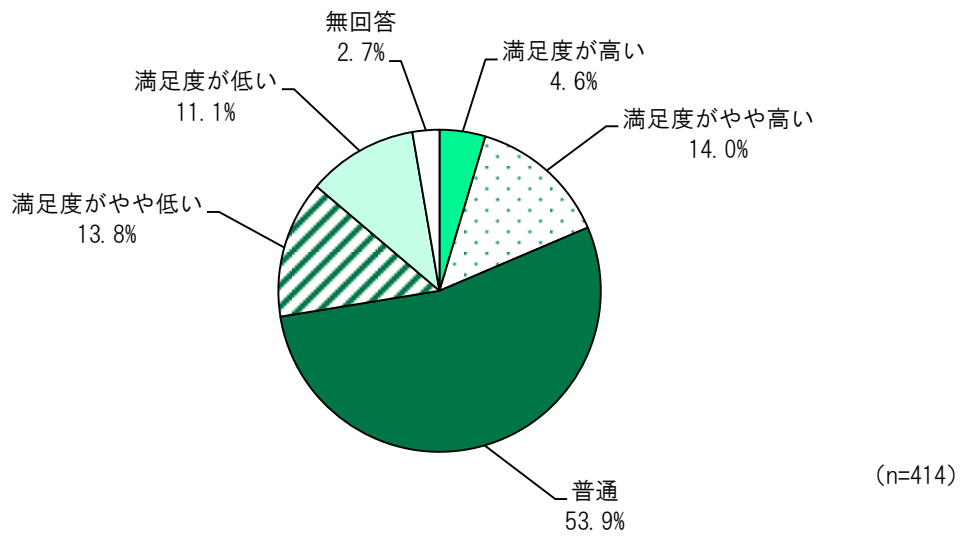
放課後児童クラブの実施場所として良いと思う場所においては、「学校敷地内の専用施設」が72.9%と最も多く、次いで「学校の空き教室」が43.2%、「コミュニティセンター等の公共施設」が21.5%などとなっています。

⑨放課後児童クラブの今後の運営形態として良いと思うもの



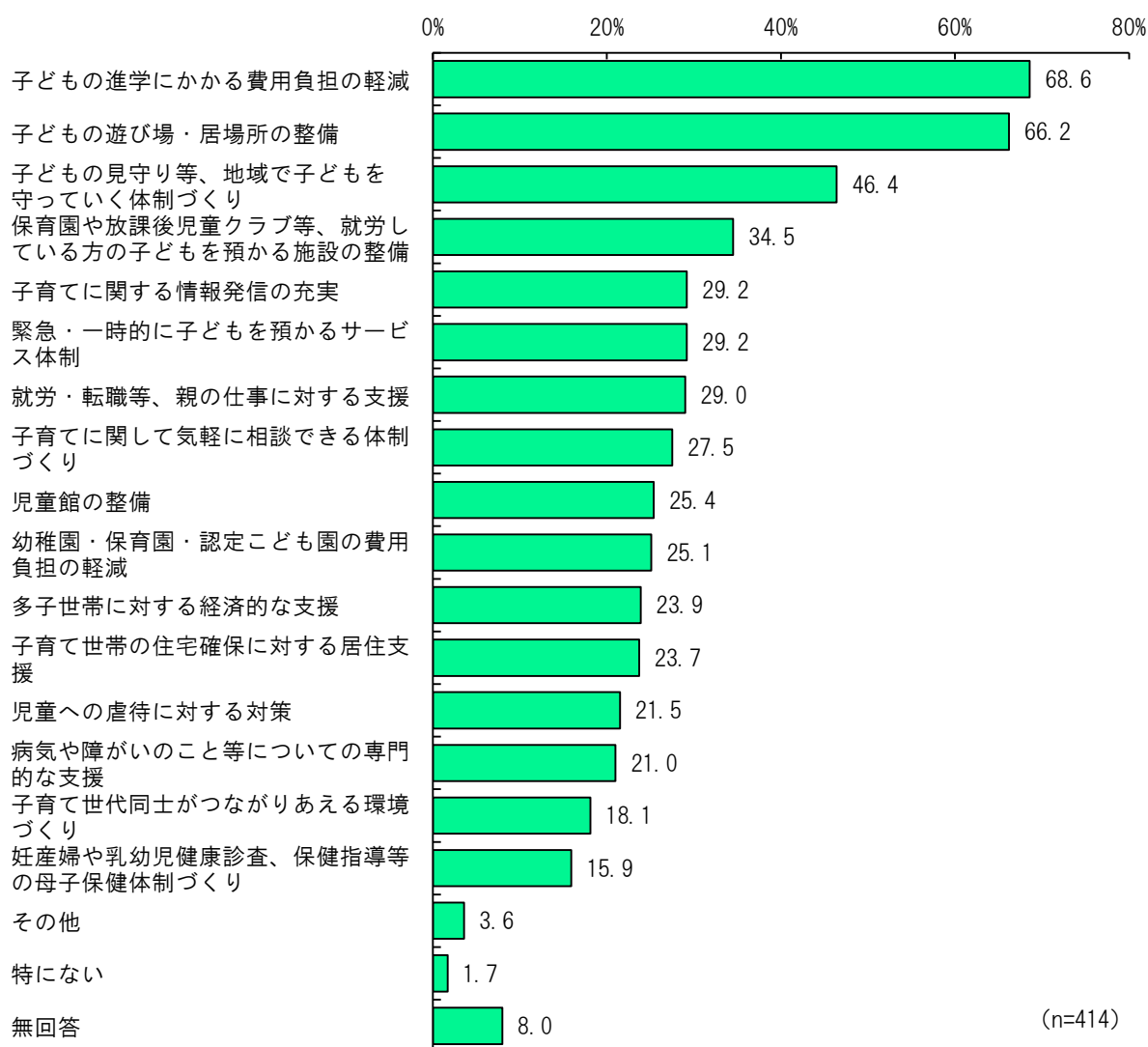
放課後児童クラブの今後の運営形態として良いと思うものにおいては、「民営（保護者会等で運営）」が17.4%、「市が直接運営」が61.6%、「社会福祉法人等への委託」が12.1%などとなっています。

⑩都留市における子育ての環境や支援への満足度



本市における子育ての環境や支援への満足度においては、「普通」が53.9%と最も多く、次いで「満足度がやや高い」が14.0%、「満足度がやや低い」が13.8%などとなっています。

⑪子育てや子育て世帯に必要なまたは重要だと思う支援



子育てや子育て世帯に必要なまたは重要だと思う支援においては、「子どもの進学にかかる費用負担の軽減」が68.6%と最も多く、次いで「子どもの遊び場・居場所の整備」が66.2%、「子どもの見守り等、地域で子どもを守っていく体制づくり」が46.4%などとなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の人口は、平成12年の35,513人をピークとし、平成31年4月には30,264人まで減少しています。なかでも、9歳以下の子どもは、生産年齢人口の減少や、未婚率の上昇等の影響により、平成12年に3,563人であったものが平成31年には2,109人と40%以上の大幅な減少となっています。

一方、65歳以上の高齢者が人口に占める割合は、平成2年の12.9%が、平成27年には25.5%と2倍近くになっており、本市においても少子高齢化が急速に進行しています。

少子高齢化の進行は、地域経済の停滞を招くだけでなく、地域の美化・保全や防犯・防災上の安全の確保、地域の施設の維持・管理の分担、生活活力の向上などを担う、地域住民のコミュニティ活動にも大きな影響を与え、地域社会そのものの維持に支障をきたす恐れがあり、対応が早急に求められています。

そこで、「都留市で育った子どもたちが、都留市で子どもを産み育てていきたいと考えられるまちづくりを推進するとともに、市外から都留市を子育ての場とし、生涯を過ごすまちとして選ばれるようなまちづくり」を進めていきます。

また、若者が結婚や子育てに希望や喜びを感じ、地域全体で子育てを支えていく体制を構築するとともに、未来を担う全ての子どもがこのまちで健やかに成長できるまちの実現を目指し、「ひと集い 地域の中で、子どもが健やかにのびのび育つまちづくり」を基本理念として、子ども・子育て施策を推進します。

なお、第6次都留市長期総合計画においても、分野別計画Ⅱ．福祉・子育て・健康分野「育みますやさしさと元気のまち」の政策1で「地域の中で子どもが健やかに育つまちづくり」を掲げており、長期総合計画と連携し、まちづくりを推進していきます。

ひと集い
地域の中で、子どもが健やかに
のびのび育つまちづくり

2 重視する視点

基本理念を実現するためには、子育て世代の持つ悩みやニーズ等を的確に捉えた上で、施策を展開するとともに、本市の強みを活かした効果的な施策運営が重要です。本計画においては、以下の2つの視点を重点とし、子ども・子育て施策を推進していきます。

①子育てに希望や喜びを感じられる子ども・子育て施策の推進

核家族やひとり親家庭、外国人家庭等の増加や、特別な配慮を要する児童の増加などにより、各々の家庭が待つ悩みや困りごとは、多種多様化しており、子育てに強い負担感を感じている家庭も多くなっています。

第2次計画においては、親が子育ての第一義的責任を有するとの前提のもと、親としての成長を支援し、子育てに希望や喜びを感じられるよう支援を行うとともに、様々な環境にある子育て世代に寄り添い、それぞれが持つ問題などを的確に把握するため、より気軽に相談できる場を設けるとともに、様々な機関と連携し切れ目のない支援を実施します。

②都留市の強みを活かした子ども・子育て施策の推進

本市は、市内に3つの大学を有することなどから、「教育首都つる」を掲げ、教育を軸としたまちづくりを推進しています。このことは、本市の子どもたちの学ぶ力の向上に寄与することが期待されるとともに、学生は、地域の様々な担い手として活躍しています。

また、古くから城下町として栄え、東部地域の中心地として発展してきたことが、様々な住民の自主的な活動を培い、現在でも協働のまちづくりやボランティア活動などに脈々と受け継がれています。

第2次計画においては、大学や住民活動団体等と協働・連携し、その持つ資源を最大限に活用した子ども・子育て施策を推進します。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策
ひと集い 地域の中で、 子どもが健やかに のびのび育つまちづくり	1 子育て世代に寄り添った支援の充実	1 教育・保育及び子育て支援事業の充実 2 子育て世代のネットワークづくり 3 子育て相談・子育て情報の充実 4 子育て家庭への経済的支援
	2 家庭・地域等の子育て力の充実	1 家庭における子育て力の向上 2 地域における子育て力の向上 3 次代の親の育成 4 教育・保育の人材の確保及び資質の向上
	3 母親と子どもの健康の確保及び増進	1 子どもや母親の健康の確保 2 「食育」の推進 3 小児医療等の充実
	4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 2 児童の健全育成 3 思春期保健対策の充実
	5 支援が必要な家庭・児童へのきめ細やかな取り組みの推進	1 児童虐待防止の充実 2 障害児支援施策の充実 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進 4 貧困家庭への支援
	6 仕事と家庭生活の両立支援	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための環境づくりの促進 2 男女共同参画社会の推進 3 子どもが安心して学び・遊ぶことのできる環境の整備 4 安全・安心なまちづくりの推進

第4章 施策の展開

基本目標1 子育て世代に寄り添った支援の充実

(1) 教育・保育及び子育て支援事業の充実

安心して子育てをするためには、様々な教育・保育に関する支援事業を充実させることが必要です。

女性の社会進出等により、本市においても子どもを預けて仕事をする女性が増加しています。就学前児童用アンケート調査の“母親の就労状況”においては、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」と答えた割合は23.0%に留まり、就労している母親が多いことがわかります。また、同調査の“子どもをみてもらえる親族・知人の有無”では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と答えた割合は47.7%となっており、子どもを親族に日常的にみてもらえる家庭は半数程度であることがわかるため、従来の教育・保育事業では対応できないニーズが増加しています。そのため、これまでの教育・保育事業の充実を図りながらも子育て世代のニーズに応じた多様なサービスを展開していくことが求められています。

民間事業者と連携しながら、保育園（所）・認定こども園等の教育・保育施設の充実を図るとともに、子育て世代がワーク・ライフ・バランスを実現しながら充実した生活を送ることができるよう、多様なニーズに応じた子育て支援施策を展開します。

■施策を実現するための主な事業

① 利用者支援事業

- ❖ 子育て世代の子育てに関する相談に対応し、様々なサービス利用について助言・支援を行う利用者支援事業を実施し、子育て世代に寄り添った支援を行います。

② 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

- ❖ 「育児不安等についての相談指導」「子育てサークル等の育成・支援」「子育て親子の交流の場の提供・交流促進」「地域の保育資源の情報提供等」「家庭で保育を行うものへの支援等」を中心に行い、利用者の増加に向けて地域住民へ周知します。
- ❖ 地域子育て支援センターをより利用しやすい環境に整備するとともに、機能強化や新たなサービスの創出を検討します。

③ 病児・病後児保育事業

- ❖ 生後4か月～小学6年生までの児童が病気や病気の回復期であり、集団保育の困難な時期、安静を要するために通園できない状況において、児童を医療機関付属の専用施設で一時的に預かります。
- ❖ 預かり時間の延長等、利用者のニーズに応じた今後のサービス拡充を検討します。

④ 休日保育事業

- ❖ 休日保育として、保護者が就労等の都合により家庭での保育ができない場合に、傷病以外の生後4か月～小学6年生までの児童を日曜日・祝日に預かります。
- ❖ 利用料の減免等、サービスの拡充を検討します。
- ❖ 広報や各種事業の場で、制度を周知します。

⑤ ファミリー・サポート・センター事業

- ❖ 育児の援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（依頼会員）が有償でお互いに助け合うファミリー・サポート・センター事業を実施します。
- ❖ 提供会員の確保や利用者の増加を図るため、広報誌やホームページ等を活用し、周知します。
- ❖ 利用を促進するため、より利用し易い料金設定を検討します。

⑥ 放課後児童クラブ（学童保育）

- ❖ 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が、放課後に安全・安心な遊びや生活ができる放課後児童クラブを実施します。
- ❖ 放課後児童クラブ施設整備指針による計画的な施設整備を行うとともに、運営方式について検討します。
- ❖ 特別な配慮を要する子どもや海外から帰国した子ども、外国人の子ども等に対する支援体制を検討します。

⑦ 愛育会等地域組織活動との協働

- ❖ 地域での見守り、声かけを通して、母と子の健康の確保及び増進、子育て支援の充実、地域の健康づくりの推進等を協働で行います。
- ❖ 会員を増やすため、活動内容等の周知方法について検討します。

⑧ 乳児保育

- ❖ 0歳児からの保育を提供し、受入児童数については保育需要に応じて弾力的に対応します。
- ❖ 育児休業からの職場復帰時にかかる支援体制を強化し、スムーズな復職が可能となる仕組みづくりを行います。

- ⑨ 延長保育
- ❖ 11時間の開所時間の前後の時間において、さらに概ね30分～1時間程度の延長保育を行います。対象児童の受け入れについては、適切なニーズ把握を行い弾力的に対応します。
- ⑩ 特別な配慮を要する子どもの保育の充実
- ❖ 障がいのある子どもや海外から帰国した子ども、外国人の子ども等、特別な配慮を要する子どもに対する支援体制を検討します。
 - ❖ 障がいのある子どもを受け入れる保育園・認定こども園に対し交付する補助金制度の拡充を検討します。
- ⑪ 一時預かり保育
- ❖ 保護者の傷病や育児疲れの解消、その他の事由により、緊急・一時的に保育を必要とする未就園児に対する保育を行います。
 - ❖ 利用者のニーズに柔軟に対応するため、実施施設の拡充を促進します。
- ⑫ 保育サービス評価の仕組みの導入
- ❖ 保育サービスの質を向上させるため、保育サービスに対する評価等を行う仕組み（第三者評価制度）の導入・実施について検討します。
- ⑬ 保育園（所）・認定こども園の整備事業
- ❖ 耐震性ととも安全性が高く、良好な保育園（所）運営を行えるようにするため、老朽化した保育園（所）、認定こども園の改築及び園庭の整備を計画的に進めます。
 - ❖ 保育園（所）・認定こども園の施設運営については、本市の特長である民間活力を最大限活用した運営方式を推進していく中、地域の実情や利用ニーズに応じ、教育・保育の質を向上させるとともに、適正な規模の施設の整備について協議・検討します。
- ⑭ 保育施設危機管理の整備
- ❖ 災害への対応、部外者の侵入を防止するなど安全を配慮し、危機管理に対応した防災・防犯整備及び体制の整備を促進します。
 - ❖ 危機管理に関する各種マニュアルについて教育・保育施設に周知を行うとともに、危機管理担当等関係機関との連携を強化します。
- ⑮ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ❖ 保護者の傷病等、やむを得ない理由で子どもを看護できない場合に提供する、宿泊を伴った一時預かりを行う事業を実施します。
 - ❖ 保護者のニーズに対応するため、利用可能施設の拡充を検討します。

(2) 子育て世代のネットワークづくり

出産後は心身ともに不安定な状況にあり、孤独を感じやすい傾向があります。また、ライフスタイルの変化や地域のつながりの希薄化等により、身近に子育てに関する相談や支援を受けられない子育て世代も増加しています。そのような中で、子育て世代を支えるのが子育て世代のネットワークです。

就学前児童用アンケート調査の“子育てをする上で相談できる人の有無”において、「いずれも『ない』」と答えた割合は2.5%となっており、子育てに関し、相談する相手がいない人が一定数いることがわかります。また、“地域の子育てサークルの認知度”においては『知っている』割合が52.5%となっており、“地域の子育てサークルの利用状況”においては『利用している』割合は19.9%となっています。

子育てサークルをはじめとする子育てに関するネットワークは、家族以外に子育てにおける心配ごとや悩みごとを気軽に相談できる場であり、貴重な交流の機会であり、お互いに支え合う重要な存在となります。

子育てサークル等の子育てグループへの支援や子育て世代が交流できる機会を充実させるとともに、情報提供を充実させることで子育て世代のネットワークづくりを促進します。

■施策を実現するための主な事業

① 子育てサークル等への支援

- ❖ 市ホームページや広報でサークル活動を周知することで、子育てサークル等の利用・参加を促すとともに、サークル相互の交流を促進します。
- ❖ 子育て世代だけではなく、高齢者の「居場所」事業等と連携することで、世代間交流も含めた子育てサークル活動を支援します。
- ❖ 子育てサークルとの連携を強化し、子育てサークルの活動支援やネットワーク化を支援します。

② 赤ちゃん広場

- ❖ 1歳未満の乳児と保護者が集い、話をしたり遊んだりする交流の場を提供し、遊びを通じて子どもの発達過程や育児知識・技術の理解・習得を支援します。
- ❖ より多くの参加を得るため、乳児家庭全戸訪問事業等、子育て世代と接する様々な機会を活用し、事業を周知します。

(3) 子育て相談・子育て情報の充実

子育て支援に関する情報を入手でき、支援サービスを利用できれば、子育てに関する負担は大きく軽減されます。また、子育てに関する相談機能が充実していれば、適切な支援につなぐことができるため、子育て世代の安心につながります。

就学前児童用アンケート調査の“子育てに関して気軽に相談できる先”では、「祖父母等の親族」が87.6%と最も多い一方で、「地域子育て支援センター」は13.2%、「市の子育て関連担当窓口」は7.7%となっており、市の子育て相談事業の利用率が低いことがわかります。“事業の認知度”においては、『知っている』が50%台となっている事業もあり、さらなる情報提供の充実が必要です。

子育て世代包括支援センターを中心に、気軽に子育ての悩みや不安を相談でき、適切な支援につなげられる相談支援体制を充実させるとともに、子育てを支援する情報を多様な情報媒体や方法を用いて提供します。

■施策を実現するための主な事業

① 子育て世代包括支援センター

- ❖ 平成28年度に設置した、子育て世代包括支援センター（母子保健型）により、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。

② 子育て相談

- ❖ 子ども家庭総合支援拠点を令和3年4月に健康子育て課内に設置し、包括的に子育て相談・支援を実施します。

③ 子育て情報の提供

- ❖ 「つるし子育て応援サイト」や母子手帳アプリ「子育てつ〜る」、「子育て応援ガイドブック」等により子育てに関する様々な情報を発信します。
- ❖ 相談事業等を通じて子育て世代が必要としている情報を把握し、提供する情報や提供方法について随時見直します。

(4) 子育て家庭への経済的支援

長期的な経済的負担を理由に、子どもを産むことを諦める家庭も出てきています。少子化を食い止めるためには、子育て世代に対する経済的支援を充実させることも重要です。

就学前児童用アンケート調査の“子どもに関する悩み”では「子どもの養育費」が25.4%と2番目に多くなっており、経済的な問題が子育ての悩みの上位となっていることがわかります。また、“現在の暮らしの経済的状況”では「苦しい」と「やや苦しい」と答えた割合は29.9%となっています。

国の制度に沿った経済的支援を行うとともに、制度の周知を行います。また、都留市独自の経済的支援を展開することで、子育て世代の経済的負担を軽減します。

■施策を実現するための主な事業

① 児童手当

- ❖ 中学校卒業前までの児童を養育する保護者に対し、児童手当を支給します。
- ❖ 国の制度改正に合わせた情報提供や制度の周知を行います。

② すこやか子育て医療費助成事業

- ❖ 子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減や、子どもの健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、子どもの医療費を助成します。

③ 保育園（所）・認定こども園の保護者負担金（保育料）の軽減

- ❖ 保育園（所）・認定こども園を利用している3歳未満児の保護者負担金の更なる軽減を検討します。

④ 子育てのための施設等利用給付事業

- ❖ 幼児教育・保育の無償化に伴い、教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業等の利用料を給付します。

⑤ 就学援助

- ❖ 公立小・中学校入学及び在籍児童・生徒の保護者で、経済的理由で就学させることが困難な方に対し、援助を実施します。
- ❖ 就学時健康診断や入学前説明会等で制度を周知します。

⑥ 妊産婦・乳幼児一般健康診査費

- ❖ 安全・安心な出産や子どもの健やかな成長のため、妊産婦健康診査、乳児健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査にかかる費用を助成します。

⑦ 予防接種費の負担

- ❖ 子どもの健やかな成長のため、インフルエンザ等の任意接種に対して助成します。
- ❖ 予防接種費用の負担について、国の動向等を確認し、助成対象等の拡大を検討します。

基本目標2 家庭・地域等の子育て力の充実

(1) 家庭における子育て力の向上

子育ては家庭を中心に行われるため、家庭における子育て力は子どもの心身の健全な成長に大きな影響を与えます。そのため、家庭における子育て力を向上させることが必要不可欠といえます。

就学前児童用アンケート調査の“子どもに関する悩み”では「しつけ」が32.8%と最も多くなっており、子育てにおけるしつけについて多くの子育て世代が悩んでいることがわかります。また、子ども・子育て会議で実施したワークショップにおいて、子育ての仕方がわからないと思われる親も増加しており、親になる前から子育てに関する意識を醸成していくことが必要であるという指摘もあり、今後親となる世代が子育て力を高められるような支援を展開することが必要であると言えます。

マタニティクラス・パパママ教室といった既存の支援事業を充実させるとともに、専門家や大学と連携した新たな子育て力を高める支援事業を展開していきます。

■施策を実現するための主な事業

① マタニティクラス・パパママ教室

- ❖ 妊婦を対象に、妊娠、出産、育児の知識や技術習得、仲間との交流、情報交換などを、保健師、管理栄養士、助産師等の専門職による教室を実施します。
- ❖ 妊婦の夫（パートナー）に対して、主体的に子育てに取り組めるよう、父親の役割を理解する教室を実施します。
- ❖ 子育て中の親の孤立を防ぐため、仲間づくりができるよう内容を充実します。

② 家庭の子育て力を高める事業

- ❖ 5歳児健診（令和2年度より開始）など乳幼児健診の充実により、子どもの発育・発達への理解を促進します。
- ❖ 専門家や大学と連携し、子育てセミナーを開催します。
- ❖ 福祉有償ボランティアによる、子育て家庭への支援を促進します。

(2) 地域における子育て力の向上

子育ての中心になるのは家庭ですが、安心して子育てを行うことができる環境には、子育てを行う家庭を地域で支えていく必要があります。

近年、ライフスタイルや家族形態の変化等により、地域におけるつながりが希薄化しているという問題があります。また、ワークショップにおいても地域で子育てを行う意識が不足しているという指摘もありました。子育ては家庭だけで行うものではなく、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成していく必要があります。

様々な体験学習などを通じた子どもの健全育成を支援するとともに、地域で多様な世代が子育てについて学ぶことのできる機会を創出していきます。

■施策を実現するための主な事業

① 放課後子ども教室推進事業

- ❖ 放課後、地域の方々の参画を得て、子どもが遊びや自然体験、文化活動、地域住民との交流活動等ができる居場所として、放課後子ども教室を実施します。
- ❖ 放課後子ども教室未実施の小中学校区において、地域の実情に応じ、実施の可能性について検討します。
- ❖ 放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携方策を検討します。
- ❖ 放課後子ども教室の指導員として体験活動などを実施したり、活動のサポートや見守りをしたりする地域の大人や学生などの人材を確保します。
- ❖ 特別な配慮を要する子どもや、海外から帰国した子ども、外国人の子どもに対する支援体制を検討します。

② のびのび興譲館事業

- ❖ 小学4年生から中学3年生を対象に、主体性や協調性を学びながらたくさんの友だちをつくり、創造性豊かなたくましい心身を育み、地域のジュニアリーダーとして活躍できる人材を育成するのびのび興譲館事業を実施します。
- ❖ 各塾が、のびのび興譲館事業の目的に沿った活動内容となっているか検証し、より子どもたちの主体性や創造性を伸ばすことのできるプログラムとなるよう、活動内容の工夫・見直しを行います。
- ❖ アンケートなどにより子どもや保護者のニーズを把握し、既存の塾の改変や新たな塾の創設を検討します。

③ いきものふれあいの里の運営

- ❖ 自然を体感する経験を通じて、感じる心、気づく心を育み、野生動物やいきものたちを観察することなどの体験学習を通じて、児童の健全育成を支援します。
- ❖ 本市独自の環境教育プログラムを軸に、児童・生徒のみならず、指導する立場にある保育士・教師・保護者への自然・野生動植物への理解を深め、役割ならびに価値を理解しあう研修プログラムと制度を拡充します。

④ 地域資源を活用した子育て支援

- ❖ 主任児童委員・愛育会・子育てサークル等との連携を強化し、活動を支援します。
- ❖ 市内大学等と連携し、学生と連携した地域の子育て力を高める事業を検討します。
- ❖ 地域住民による教育ボランティアを実施します。
- ❖ 地域住民を対象とした子育てに関するセミナー・フォーラム等を開催します。

(3) 次代の親の育成

子育てしやすい環境を整備していくことは子ども・子育て支援において重要ですが、少子高齢化に歯止めをかけるためには、次代の親となる世代に対して、子育てに対する正しい理解や意識を持てるよう支援していくことも必要です。

ワークショップにおいては、子どもと交流する機会を通じて、子育て意識を高めていくことが重要であるという意見や、自分の子どもとどのように接すれば良いかわからない親が増えていることから、親になる前から子育てに関する正しい理解や知識を習得することが必要であるという意見が挙げられました。また、望まない妊娠を防ぐためにも、思春期教育を充実していくことが必要です。

命や子どもに関する正しい理解を得られる教育を学校と連携して展開するとともに、乳児・幼児とふれあう機会を充実させることで、次代の親を育成していきます。

■施策を実現するための主な事業

① 命の学習

- ❖ 小・中学校及び高校と連携し、生命誕生や身体の発達の過程の学習、赤ちゃん抱っこ体験学習などを実施し、思春期保健指導を充実します。
- ❖ 生命の誕生や命の大切さなどについての正しい意識が醸成されるよう学校と連携し、教育・啓発活動を充実します。

② 小・中・高校生と乳児・幼児とのふれあい事業

- ❖ 乳児・幼児とのふれあう機会を通じて、生命の尊さを学ぶことができるよう、また、次代の親としての意識を高揚できるよう、体験学習等の機会を設けます。
- ❖ より多くの生徒が、乳児・幼児とふれあえるよう学校と連携し、事業を実施します。

(4) 教育・保育の人材の確保及び資質の向上

安心して子どもを保育所（園）や認定こども園等に預けるためには、教育・保育に関わる人材が豊富であること、また、教育・保育に関わる人材の資質が高いことが必要です。

ワークショップにおいても、教育・保育に関わる人材の不足や資質の低下が課題として挙げられており、教育・保育に関わる人材が豊富であることは、サービスの継続的な提供にもつながるため、人材の確保は早期に解決が必要な課題であるといえます。一方で、教育・保育人材の不足は都留市だけではなく、日本全体の課題となっており、人材確保は難しい状況にあることも事実です。

教育・保育の人材の確保に向けて、奨学金制度等の新たな施策を検討するとともに、研修等を充実させることで、資質の向上を図ります。

■施策を実現するための主な事業

① 教育・保育人材の確保

- ❖ 教育・保育に携わる人材を対象とした奨学金制度等の導入を検討し、教育・保育人材を確保します。

② 教育・保育人材の資質の向上

- ❖ 保育士・放課後児童支援員等の研修を充実させるとともに、研修参加を促進するために研修参加費用を助成することで、教育・保育人材の資質の向上を促進します。

基本目標3 母親と子どもの健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

安全・安心な出産するためには、心身が健康であることが大切であり、子育て期の母親の心身の不調は子どもの健全な育成に大きな影響を与えます。一方で妊娠期や産後においては、心身ともに不安定になりやすく、支援が必要であるといえます。また、妊娠期や産後の健康診査や相談支援は、子どもの障がいや発達の遅れ、疾病の早期発見・早期支援にもつながります。

乳児一般健康診査の受診率が低いこと、また就労している母親の増加により、妊婦を対象としたマタニティクラス・パパママ教室の参加率が低い等の課題があり、健康診査の受診率を高めることや、妊娠期の正しい知識を得る機会を工夫していく必要があるという課題があります。

様々な機会を通じ、専門家や相談員が母親に寄り添いながら、健康診査の受診について情報提供を行うとともに、子育て世代の心身の健康を支援する事業を充実します。また、子育て世代のニーズを把握し、真に必要なとされているサービスを重点的に取り組んでいきます。

■施策を実現するための主な事業

① 母子健康手帳の交付と妊婦相談

- ❖ 母子健康手帳交付の際に、保健師等が個別相談を行います。妊娠中のこと、母親自身や家族のこと、育児の相談などを行うとともに、子育てに関するサービスについての情報を提供し、妊娠早期から子育て支援を実施します。
- ❖ 全妊産婦に対し、電話で状況確認等を行うマタニティコールを通じて、妊婦の不安や心配事に寄り添った支援を行います。
- ❖ 子育て支援アプリ等による、効率的な情報提供を行います。

② マタニティクラス・パパママ教室<再掲>

- ❖ 妊婦を対象に、妊娠、出産、育児の知識や技術習得、仲間との交流、情報交換などを、保健師、栄養士、助産師等の専門職による教室を実施します。
- ❖ 妊婦の夫（パートナー）に対して、主体的に子育てに取り組めるよう、父親の役割を理解する教室を実施します。
- ❖ 子育て中の親の孤立を防ぐため、仲間づくりができるよう内容を充実させます。

③ 妊産婦健康診査

- ❖ 母体や胎児の健康状態を確認し、健やかな出産が迎えられるよう妊婦一般健康診査の費用を助成します。
- ❖ 妊婦一般健康診査に加え、HTLV-1、クラミジアの検査費の助成を行います。
- ❖ 産後の母親の健康状態を確認するため、産婦健診の費用助成を行います。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

- ❖ 乳児のいるすべての家庭を保健師、助産師、看護師等が訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。
- ❖ 里帰り先での長期滞在で訪問不可能な事例に対しては、里帰り中の電話相談や里帰り先の自治体と連携した支援を実施します。
- ❖ 子育て世代に寄り添った相談や専門的な支援ができるよう人材を育成します。

⑤ 養育支援訪問事業

- ❖ 妊娠中に把握したハイリスク妊婦や、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが必要な家庭、乳幼児健康診査等においてフォローが必要な乳児に対し、継続的に保健師が訪問や相談を実施し、家庭相談員、母子・父子自立支援員等と連携し、子育て支援を充実します。
- ❖ 妊婦相談や乳児家庭全戸訪問事業と密接に連携し、切れ目なく支援につなげられるようにします。

⑥ 乳児健康診査・乳児相談・幼児健康診査

- ❖ 医療機関で実施する健康診査及び保健福祉センターにおいて、4か月児健康診査、7か月児健康相談、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児健康相談、3歳6か月児健康診査を実施します。
- ❖ 5歳児健診（令和2年度より開始）など乳幼児健診の充実により、子どもの発育・発達への理解を促進します。
- ❖ 聴覚障がい早期発見のため新生児聴覚スクリーニング検査費用を助成します。
- ❖ 健康相談・健康診査の内容を充実するとともに、未受診者への支援を徹底し、受診率の向上を目指します。

⑦ 乳幼児育成指導事業

- ❖ 心身の発達に課題がある乳幼児やその保護者に対し、個別発達相談（すこやか相談）や集団発達訓練（すくすく教室・のびのび教室）を実施します。さらに、地域、園、学校をつなぐ切れ目ないフォロー体制を構築するため、各関係機関同伴の園巡回子育て相談等を実施します。
- ❖ 事業に携わる関係者が運営会議を開催し、対象者の利用状況指導の効果等について定期的に協議を行い、地域での支援体制を構築します。
- ❖ 発達障害に関する相談会を定期的に実施し、早期発見、早期療育の体制を整備します。

⑧ 予防接種事業

- ❖ 感染予防に重点をおき、乳児相談や健康診査等の場など、機会あるごとに保護者の理解を深めるために接種を勧奨し、すべての予防接種において、接種率95%以上を目指します。
- ❖ 予防接種法の改正内容や定期的な予防接種について、保護者の理解を促進します。

⑨ 養育給付事業

- ❖ 未熟児に対し、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行うことを目的に、制度周知及び事業を実施します。
- ❖ より多くの住民に情報が届くよう、制度を周知します。
- ❖ 医療機関との連携した支援を実施します。

⑩ 歯科保健活動事業

- ❖ 妊娠期から学齢期において、継続した歯科保健対策を充実します。
- ❖ 妊娠期から学齢期までの虫歯の実態を把握し、歯科医師やその他関係機関と連携し、虫歯予防対策を強化します。

⑪ 産後ケアセンター利用費用助成事業

- ❖ 育児に不安を感じているものの、家族等からの支援を受けられない母親が、産後ケアセンターを利用する際の自己負担金を助成します。

⑫ マタニティタクシー事業

- ❖ 安全・安心な出産等を支援するため、出産時等のタクシー代を助成します。

(2) 「食育」の推進

正しい食習慣は母子の健康に大きな影響を及ぼし、また子どもの時期が一生のうちで最も成長する時期であるため、この時期の食習慣が今後の成長に大きな影響を与えるといえます。

近年のインターネットやSNSの普及等により、市民が簡単に食に関する情報を得られる一方で、情報が多いため本当に必要とする正しい情報を得られないという状況があります。また、朝食を欠食する人が多くなってきているという問題もあります。少子高齢化が進み、世帯構造や社会環境が変化する中で、家庭や個人だけでは健全な食習慣の定着は難しい状況にあるといえます。

子育て世代が正しい食に関する知識を得られるような各種指導を実施するとともに、食生活改善推進員会等の地域組織と連携した食育を実施します。また、学校との連携を強化し、子どもの食育についても取り組みます。

■施策を実現するための主な事業

① 妊婦・乳幼児栄養指導

- ❖ 母体の健康及び胎児の発育、乳幼児期の栄養指導は健康と食習慣形成の上で重要であるため、マタニティクラス、乳幼児健康診査、各種相談・教室などで個人の状況や発達段階に合わせた栄養指導を実施します。
- ❖ 「授乳・離乳の支援ガイド」に沿って、育児に自信を持てるような支援につなげるための指導を、食育と組み合わせて支援します。

② 離乳食教室・赤ちゃん広場

- ❖ 赤ちゃんの発達に合わせた離乳食の進め方を、講話や実践を通してわかりやすく紹介し、育児に対する悩みや不安を解消します。
- ❖ 多くの子育て世代に情報が届くよう、SNSを活用した情報提供を実施します。

③ 食生活改善推進員会等地域組織活動との協働

- ❖ 各地域の協働のまちづくり事業と連携し、子どもたちが良い食生活・食習慣を身につけるため、食生活改善推進員会と協働して、地域ぐるみで若い世代の親子や家族の食生活指導を進めます。
- ❖ 定期的に養成講習会を実施し、会員数の増加を図り活動の維持を支援します。

④ 小・中学校における食育の推進

- ❖ 総合的な学習等を通じて、学年に応じた食に関する指導を行います。
- ❖ 学校給食を通じて、バランスのとれた食事の大切さや健康を考えた食事を身につけるようにします。
- ❖ 食事への関心を高め、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけさせて、生涯にわたって健康的な生活を送るための自己管理能力を養います。
- ❖ 地域と学校の連携を強化しながら食育を推進します。

(3) 小児医療等の充実

子どもは免疫力が低いため、急に病気になることも多く、地域の小児医療体制が充実していることは、子育て世代の安心につながります。また、近年、不妊治療を行う夫婦が増加してきていますが、経済的な理由により断念することもあり、経済的な支援の充実が必要といえます。

富士・東部小児初期救急医療センターが開設され、都留市の初期救急小児患者の利用が容易になり、また小児救急電話相談の時間が拡充される等、地域の小児医療体制の整備は進んでいますが、さらなる充実が必要です。また、不妊治療支援事業については、広報やホームページ等で周知を行っていますが、利用は伸びていません。

近隣市町村の医療機関と連携しながらさらに小児医療体制を充実させるとともに、不妊治療についての事業周知に取り組みます。

■施策を実現するための主な事業

① 小児救急医療対策事業

- ❖ 近隣市町の病院を含む関係機関と連携をとりながら、小児救急医療体制の充実を促進します。
- ❖ 小児救急電話相談窓口の周知やかかりつけ医を受診するよう勧め、適正受診の取り組みを継続的に実施します。

② 不妊に悩む方への一般不妊・特定治療支援事業

- ❖ 県と連携し、不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する情報や悩みなどの相談に応じ、不安等の解消を図るとともに、不妊治療への取り組みを推進します。
- ❖ 保険外診療である特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）の費用負担軽減のため、県の助成に上乗せして、市独自の助成を行います。
- ❖ タイミング療法等の一般不妊治療についても費用の助成を行います。

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもにとって学校は、基礎的な学力や体力を身につける場だけではなく、人間関係や社会について学ぶ重要な場所となります。また、子どもが一日の多くの時間を過ごす場所であり、学校における教育環境が子どもの将来に大きな影響を与えるといえます。

小学生用アンケート調査の“子育てにもっとも影響すると思われる環境”では、「小学校」が90.1%と2番目に多くなっており、多くの人々が学校環境が子育てに大きな影響を与えていると考えています。しかし、ワークショップにおいては、学校教育においても人材の不足が課題となっているという意見が挙げられました。このような中で、既存の学校教育に関わる支援を充実させる一方で、地域資源を活用した新たな展開が求められているといえます。

子どもが安心して安全に学ぶことができる教育環境を整備するとともに、子どもの様々な学びを支援する施策を展開します。また、大学等の地域資源を最大限に活用し、都留市独自の教育環境を構築します。

■施策を実現するための主な事業

① 少人数授業などきめ細やかな指導

- ❖ 市費負担教員等の配置により、少人数の授業やチームティーチングなど、多様できめ細やかな指導の体制づくりを推進します。

② 教育相談・自立支援事業

- ❖ 子どもたちの就学や家庭での教育などについて相談を受け、指導するとともに、いじめ、不登校、暴力行為、少年非行、児童虐待等の問題行動等に適切に対応するため、個々の児童・生徒の状況に応じ学校・教育委員会・関係機関等が連携して対応するチームを組織し、当該児童・生徒を支援します。
- ❖ 不登校児童等に対応するためのスーパーバイザーを設置します。

③ 学校体育外部指導者派遣事業（県事業）の活用

- ❖ 子どもの健やかな身体の育成を目指し、専門的な知識・技能を有する外部指導者を招き、児童・生徒に適切な指導を行います。また、教師の指導力の向上を目指します。

④ 運動部活動外部指導者派遣事業（県事業）の活用

- ❖ 中学校において、教職員の中に専門的な技術指導力を備えた指導者のいない学校（部）に対して、地域のスポーツ指導者を招くことにより、地域との連携を深めながら部活動の活性化、生徒が生涯にわたってスポーツを楽しむ習慣を育みます。

- ⑤ 小・中学校 学校評議員の設置
- ❖ 学校運営の状況等を保護者や地域住民等に周知するとともに、保護者、地域住民等の意向を把握し、学校に反映させたり、協力を得たりすることで、地域に開かれた学校づくりを目指すとともに、評議員を通じた地域との連携をさらに強化していきます。
 - ❖ 地域住民の学校運営への参画を積極的に取り組んでいきます。
- ⑥ 子ども教育連絡協議会
- ❖ 子どもたちがさらに充実した学校生活や社会生活が行えるよう、地域・学校・家庭・行政が「有機的連携」と「相互協力」を目的とし、それぞれが同じテーブルで、子どもたちへの支援策について協議する協議会を開催します。
 - ❖ 子どもたちの安全・安心な居場所を確保するための具体的な安全管理方策の検討や、指導員等を対象とした研修会を実施します。
 - ❖ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づいて、地域の実情に応じた今後の放課後子ども教室のあり方について検討します。
- ⑦ 学校施設の整備事業
- ❖ 安全性が高く、良好な学校運営を行えるようにするため、学校施設の工事・修繕等を計画的に実施します。
 - ❖ 市内小・中学生が安心して通学できるよう、継続して通学路のパトロールや合同点検を実施していきます。
- ⑧ 家庭・地域等と連携した学校安全管理（スクールガード）
- ❖ 児童・生徒の登下校時等の安全確保のため、地域の協力のもと、スクールガードを配置します。
 - ❖ 「こども110番の家」の設置拡充に取り組めます。
 - ❖ 学校、地域で緊急時における情報伝達手段や情報共有手段を整え、緊急時に早期に対応できる体制を整備します。
- ⑨ 学生アシスタント・ティーチャー（SAT）配置事業の充実
- ❖ SATを活用し、授業中及び放課後の学習支援をはじめとした児童・生徒へのきめ細やかな指導を一層充実させ、学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上を支援するとともに、都留文科大学教員志望者の将来の教員としての資質・能力の向上を支援します。
- ⑩ 学校と教育・保育の連携事業
- ❖ 小1プロブレム等の改善のため、小学校と保育園・認定こども園が連携します。

⑪ セーフ・コミュニティ認証取得事業

- ❖ 地域住民と行政等が協働して取り組むセーフ・コミュニティの考え方に基づく、安全・安心なまちづくりを推進します。

(2) 児童の健全育成

学童期における子どもの経験は、子どもの心身の成長に大きな影響を与えるため、多様な経験ができる環境を整備していくことが必要です。また、学校教育だけではなく、放課後の子どもの居場所の充実や、地域資源を活用した様々な体験ができる機会を提供していくことは、子どもの健全育成につながります。

共働き家庭やひとり親家庭の増加により、放課後児童クラブ（学童保育）に関するニーズは増加しており、放課後児童クラブが果たす役割は大きくなっています。また、地域と交流する機会を増加させることは、地域全体で子育てをするという意識を高めることにもつながります。

子どもが放課後に安全・安心な生活できる環境を整備するとともに、地域資源を最大限活用した様々な体験ができる機会を充実させます。

■施策を実現するための主な事業

① 放課後児童クラブ（学童保育）＜再掲＞

- ❖ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生が、放課後に安全・安心な遊びや生活ができる放課後児童クラブを実施します。
- ❖ 放課後児童クラブ施設整備指針による計画的な施設整備を行うとともに、運営方式について検討します。
- ❖ 特別な配慮を要する子どもや海外から帰国した子ども、外国人の子どもに対する支援体制を検討します。

② 放課後子ども教室推進事業＜再掲＞

- ❖ 放課後、地域の方々の参画を得て、子どもが遊びや自然体験、文化活動、地域住民との交流活動等ができる居場所として、放課後子ども教室を実施します。
- ❖ 放課後子ども教室未実施の小校区において、地域の実情に応じ、実施の可能性について検討します。
- ❖ 放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携方策を検討します。
- ❖ 放課後子ども教室の指導員として体験活動などを実施したり、活動のサポートや見守りをしたりする地域の大人や学生などの人材を確保します。
- ❖ 特別な配慮を要する子どもや、海外から帰国した子ども、外国人の子どもに対する支援体制を検討します。

③ のびのび興譲館事業<再掲>

- ❖ 小学4年生から中学3年生を対象に、主体性や協調性を学びながらたくさんの友だちをつくり、創造性豊かなたくましい心身を育み、地域のジュニアリーダーとして活躍できる人材を育成するのびのび興譲館事業を実施します。
- ❖ 各塾が、のびのび興譲館事業の目的に沿った活動内容となっているか検証し、より子どもたちの主体性や創造性を伸ばすことのできるプログラムとなるよう、活動内容の工夫・見直しを行います。
- ❖ アンケートなどにより子どもや保護者のニーズを把握し、既存の塾の改変や新たな塾の創設を検討します。

④ いきものふれあいの里の運営<再掲>

- ❖ 自然を体感する経験を通じて、感じる心、気づく心を育み、野生動物やいきものたちを観察することなどの体験学習を通じて、児童の健全育成を支援します。
- ❖ 本市独自の環境教育プログラムを軸に、児童・生徒のみならず、指導する立場にある保育士・教師・保護者への自然・野生動植物への理解を深め、役割ならびに価値を理解しあう研修プログラムと制度を拡充します。

⑤ 青少年育成事業

- ❖ 家庭・地域における子どもと年齢・世代・文化等を超えた人達が広く交流し、その活動を通して子どもの豊かな社会性を育むと同時に地域の住民等の高い連携意識を生かしながら、子どもの育成に関する活動を積極的に推進します。
- ❖ 市内の有害図書等の排除を促進します。
- ❖ 新たに青少年育成推進委員となる人材を発掘します。

(3) 思春期保健対策の充実

思春期は心身ともに子どもから大人へと成長する時期であり、自立心が強くなったり、周囲の影響を受けやすいため、精神的に不安定に陥りやすくなります。近年、インターネットやSNS等によるトラブルの増加や望まない妊娠等が社会問題となっています。そのため、様々な正しい知識の習得や問題行動を防止するための支援を行うことが重要です。

また、社会情勢の変化や家庭環境の多様化等により、子どものこころの問題等に関する相談は増加傾向にあり、専門的な視点からの取り組みが求められています。

性や命に関する正しい知識や、喫煙・飲酒・薬物乱用といった問題行動防止のための教育、さらには、思春期特有の悩みを相談できる体制を整備します。

■施策を実現するための主な事業

① 性に対する正しい知識の普及

- ❖ 子どもたちが、性について正しく理解し、人権尊重、男女平等、命の大切さなどに基づく正しい異性感を持ち、望ましい行動が取れるよう、発育・発達段階に応じた教育・啓発活動を推進します。
- ❖ 学校との連携により性に対する教育を充実させます。

② 命の学習<再掲>

- ❖ 小・中学校及び高校と連携し、生命誕生や身体の発達の過程の学習、赤ちゃん抱っこ体験学習などを実施し、思春期保健指導を推進します。
- ❖ 生命の誕生や命の大切さなどについての正しい意識が醸成されるよう学校と連携し、教育・啓発活動を充実します。

③ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止のための教育

- ❖ 警察や医療機関等の関係機関との連携のもと、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、健康で安全な生活を送ることができる教育を推進します。
- ❖ 受動喫煙防止に関する周知・啓発を市民に向けて実施します。
- ❖ 正しい知識の情報が届くよう、学校や関係機関と連携し、教育・啓発活動を充実させます。

④ こころの問題への相談体制

- ❖ 思春期のこころの問題に対応するため、学校へのスクールカウンセラーの配置や教育相談員等による、こころの問題への相談体制を充実させます。

基本目標5 支援が必要な家庭・子どもへのきめ細やかな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止の充実

虐待やいじめは子どもの心身に大きな傷を残す行為であり、未然に防ぐとともに、発覚した際には早期対応・早期支援をしていく必要があります。また、子どもに対する虐待や自死につながるいじめ等は全国的に大きな問題として取り上げられています。児童虐待防止法により、虐待が疑われる際の通告が義務付けられ、またいじめ防止対策推進法が制定される等、様々な対策が取られていますが、依然として社会全体で取り組むべき問題といえます。本市においても虐待通告件数は増加傾向にあり、早急に取り組むことが必要な課題であるといえます。

様々な相談事業を実施するとともに、関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会を中心に、虐待の未然防止、早期発見・早期支援に取り組めます。

■施策を実現するための主な事業

① 家庭児童相談事業

- ❖ いじめや不登校など、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助を充実させ、児童の自主性、社会性を支援します。
- ❖ 県や関係機関の研修等への参加を促進するなど、専門知識を有する職員を確保します。
- ❖ 関係機関との連携を強化するとともに、市独自の虐待対応マニュアルの作成等を通じて、早期対応が可能な体制を整備します。

② 児童虐待相談事業

- ❖ 要保護児童に関する通告義務について広報・啓発するとともに、地域に密着した相談体制を充実させ、児童虐待の早期発見・早期対応を強化します。
- ❖ 関係機関との連携を強化するとともに、市独自マニュアルの作成等を通じて、早期対応が可能な体制を整備します。

③ 要保護児童対策地域協議会

- ❖ 福祉、医療、保健、教育、警察などの関係機関等で構成された要保護児童対策地域協議会の運営を強化し、児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで総合的に支援します。

④ 教育相談・自立支援事業<再掲>

- ❖ 子どもたちの就学や家庭での教育などについて相談を受け、指導するとともに、いじめ、不登校、暴力行為、少年非行、児童虐待等の問題行動等に適切に対応するため、個々の児童・生徒の状況に応じ学校・教育委員会・関係機関等が連携して対応するチームを組織し、当該児童・生徒を支援します。
- ❖ 不登校児童等に対応するため、不登校児童等に専門に対応するスーパーバイザーを設置します。

⑤ 子ども家庭総合支援拠点事業

- ❖ 子ども家庭総合支援拠点を令和3年4月に健康子育て課内に設置し、包括的に子育て相談・支援を実施します。

(2) 障がい児支援施策の充実

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが自分らしく社会の一員として、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現が必要です。

障がいや発達の遅れは、早期に発見し、早期に適切な支援につなげることが必要であるため、様々な機会を通じて早期発見に取り組むことが重要です。また、専門的な相談事業を充実させるとともに、障がいの有無にかかわらず預けることができる教育・保育施設等の整備も必要となります。

障がいのある子どもを受け入れることができる教育・保育施設等の整備を進めるとともに、専門性の高い相談事業を実施し、障がいのある子どもが自分らしく暮らすことのできる支援サービスを充実させます。

■施策を実現するための主な事業

① 保育園（所）・認定こども園や放課後児童クラブ（学童保育）における障がい児の受け入れ

- ❖ 保育園（所）・認定こども園及び放課後児童クラブにおいて、心身に障がいのある子どもの受け入れを促進し、健常児と同程度の保育等を実施することにより、当該障がい児の福祉を向上させます。
- ❖ 知識や経験等を有する保育士・職員を配置し、障がい児の特性に応じた保育等を実施します。
- ❖ 障害児福祉計画に基づいて、障がいのある子どもの受け入れを推進します。

② 地域交流研究センター「発達援助部門」

- ❖ 地域のLD・ADHD等の教育・療養に特別なニーズのある児童・生徒に対し、大学の教職員が来室・訪問・電話・ファックス・電子メール等により、柔軟に相談を受け付け、適切に対応します。
- ❖ 教育現場と地域交流研究センターとの連携をさらに強化するとともに、相談件数の増加に対応できるよう相談室の体制を検討します。

③ おもちゃ図書館

- ❖ 心身に障がいのある子どもの療育を目的にいきいきプラザ2階の「おもちゃ図書館」を活用し、子育て親子の交流等を促進し、子育て情報や遊び場として子育ての喜びを共感できる場をつくります。
- ❖ 利用についての周知や管理を行い、ノーマライゼーションの促進に向けて、障がいのあるなしに関わらず、親子が交流できる場を提供していきます。

④ 特別児童扶養手当

- ❖ 心身障害のため、介護を要する子どもを養育している家庭の安定と福祉の増進のために支給します。
- ❖ 各種相談業務を通じての案内や、広報等による周知を行います。

⑤ 障害児福祉手当

- ❖ 重度の心身障害のため、常に介護を要する子どもを養育している家庭の安定と福祉の増進のために支給します。
- ❖ 広報やホームページ等を通じて、事業を周知します。

⑥ 障害児教育の充実

- ❖ インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、特別支援教室における教育の充実及び教育環境を整備するとともに、小・中学校におけるきめ細やかな特別支援教育体制を充実させます。
- ❖ 特別支援教育が必要な児童・生徒及び普通教室にいる支援の必要がある児童・生徒に対しては、市負担による教員補助員を配置し、適切な指導や支援を行っていきます。
- ❖ 障がいのある児童・生徒が自立した社会参加をするために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービスを提供することで、発達段階や障がいの状況に即した指導及び支援を充実します。
- ❖ 特別支援教育は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒も対象となることから、すべての学校において教職員一人ひとりの専門性を向上させ、教職員共通理解の中で推進します。

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと就労等、多くのことを一人でする必要があり、子育てや生活に大きな不安を抱えています。

アンケート調査の“回答者の配偶関係”で「配偶者はいない」と答えた割合は就学前児童用アンケート調査で7.9%、小学生用アンケート調査で11.4%となっています。国が平成28年に実施した全国ひとり親世帯等調査のひとり親世帯の推計値は141.9万世帯と、平成23年の調査結果である146.1万世帯と比べて減少していますが、全国で100万世帯を超えている状況にあります。

ひとり親世帯は両親がいる世帯に比べて、子育てや経済的な不安や悩みを抱えている傾向が強いため、相談事業等を通じたきめ細やかな支援が必要です。また、母子世帯は安定した職に就きにくいという問題もあります。

きめ細やかな相談事業を実施するとともに、経済的支援や就労支援等を充実させ、ひとり親家庭の自立を支援していきます。

■施策を実現するための主な事業

① ひとり親家庭に対する相談事業

- ❖ 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等に対する相談に応じ、助言・指導を行うとともに、状況に応じて関係機関の紹介などを行います。
- ❖ ハローワークとの連携のもと、ひとり親家庭の就業支援を行います。
- ❖ 養育費確保のための相談・支援を実施します。

② 児童扶養手当

- ❖ 配偶者の死亡、離婚などにより、子どもを養育している母子家庭・父子家庭を対象に、家庭を安定させ、自立の促進のために支給します。

③ ひとり親家庭自立支援給付金

- ❖ 雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が、指定教育講座を受講し終了した場合、受講料の一部を支給する母子家庭の母の主体的な能力開発を支援する自立支援教育訓練給付金を支給します。
- ❖ ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上修業する場合に、生活費を支給し、生活の負担を軽減する高等職業訓練促進給付金を支給します。

④ ひとり親家庭医療費助成

- ❖ ひとり親家庭の親及び子どもに対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の精神的、経済的負担を軽減し、親と子の保健の向上と福祉の増進のために支給します。

⑤ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県事業）の活用

- ❖ 母子家庭等に対し、就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と子どもの福祉の増進を支援します。

⑥ 母子・父子・寡婦福祉資金利子補給

- ❖ 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を受けた者であって、納期限内に償還を完了している者に対し、利子補給をすることにより福祉の増進に寄与します。

(4) 貧困家庭への支援

日本の未来を支えていくのは子どもたちであり、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないことです。

日本における「子どもの貧困率」は、平成28年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によれば、13.9%となっており、約7人に1人の子どもが貧困状態にあります。アンケート調査の“現在の暮らしの経済的状況”で「苦しい」と答えた割合は就学前児童用アンケート調査で7.0%、小学生用アンケート調査で9.7%となっており、経済的に苦しい世帯が本市においても一定数あることが推察されます。全ての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに成長できるように支援を充実させることが必要です。

相談事業や、大学等の地域資源を最大限に活用した新たな支援施策の展開等を通じて、貧困家庭を支援していきます。

■ 施策を実現するための主な事業

① 貧困家庭への相談事業

- ❖ 子ども家庭総合支援拠点を中心に、貧困家庭が抱える様々な問題に対応した相談・支援を行います。
- ❖ 生活困窮者自立支援事業等を活用した親の就労支援や養育費確保のための相談・支援を実施し、自立を促進します。
- ❖ 子どもの学習支援のための施策を検討します。

② 地域資源を活用した支援事業

- ❖ 市内の大学等と連携し、学習支援の場を創出します。
- ❖ 地域と連携し、フードバンクによる食料支援及びフードドライブへの支援を実施します。

基本目標6 仕事と家庭生活の両立支援

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための環境づくりの促進

近年経済状況の変化等により、共働き世帯が増加しており、仕事と生活の両立のための支援を展開していくことが重要となります。

アンケート調査の“母親の就労状況”で「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」と答えた割合は就学前児童用アンケート調査で23.0%、小学生用アンケート調査で10.2%となっており、就労している母親が多いことがわかります。また、働き方改革が2019年から本格的に始まりましたが、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現においては、市民、行政、そして企業との連携が必要となります。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に必要な企業への働きかけも行います。

■施策を実現するための主な事業

① 両立支援のための体制整備

- ❖ 男女雇用機会均等法や育児休業制度の趣旨や内容を普及・啓発し、男女がともに働きやすい、就業環境の整備を働きかけます。
- ❖ 男性の育児休業の取得に向けた体制整備を検討していきます。
- ❖ 育児休業制度についての啓発を行うとともに、パート従業員等への拡大促進に向けた取り組みを検討します。

② 働き方改革促進事業

- ❖ 企業等へ働き方改革に関する情報提供等を行い、働き方改革を企業が実施していくための支援を行います。

(2) 男女共同参画社会の推進

子育ては母親だけであるものではなく、父親も子育てを主体的に行うことが重要です。男女共同参画に関する考え方が近年浸透してきましたが、依然として、男性は仕事、女性は家事・育児という考え方が残っています。女性の社会進出や共働き家庭が増加している中、男性の家事・子育てへの参画は必要不可欠なものとなっています。

アンケート調査の“病気等で教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法”で「母親が休んだ」と答えた割合は就学前児童用アンケート調査で85.2%、小学生用アンケート調査で76.9%となっている一方で、「父親が休んだ」と答えた割合は就学前児童用アンケート調査で21.3%、小学生用アンケート調査で18.8%となっており、母親が休むことが多い結果となっています。男性も女性も協働して子育てを行うという考え方を啓発していくことが必要です。

男女共同参画の考え方が浸透するように、様々な情報媒体やイベントを活用し、啓発していきます。

■施策を実現するための主な事業

① 男女共同参画推進事業

- ❖ 男女共同参画推進委員会を中心に、子どもから高齢者まで幅広い年代に向けて啓発活動を行うとともに、市内事業所への働きかけも強化します。
- ❖ 男女共同参画社会の実現に向け、「都留市男女共同参画推進計画」に掲げる計画の推進、管理を行います。
- ❖ 全市民を対象に、男女共同参画推進フェスティバルの開催や広報や機関紙において啓発活動を行い、地域、教育、職場等の中で男女共同参画についての意識の高揚を促進します。
- ❖ 広報やチラシに加えて、様々なメディアを用いた啓発活動に取り組みます。
- ❖ 妊婦の夫に対して、子育てに主体的に取り組むことができるよう父親の役割を理解する教室を実施します。

(3) 子どもが安心して学び・遊ぶことのできる環境の整備

子どもの遊び場が公園や広場といった野外から、自宅や友達の家といった室内に変化していますが、子どもが自宅以外で遊ぶことは、体を動かすことによる運動機能の向上や心身の健康にもつながり、また新たな交流のきっかけにもつながります。

アンケート調査の“子育てや子育て世帯に必要または重要だと思う支援”では、「子どもの遊び場・居場所の整備」と答えた割合は就学前児童用アンケート調査で77.2%と最も多く、小学生用アンケート調査で66.2%と2番目に多くなっており、就学前児童、小学生ともに要望が多くなっています。しかし、近年、子どもを狙った犯罪が増加していることもあり、安全に配慮した遊び場・居場所が求められているため、市民のニーズに沿った安全・安心な遊び場・居場所を整備していくことが必要です。

図書館等の屋内施設の充実及び啓発を実施するとともに、子どもがのびのびと遊ぶことができ、また親子が安心して利用できる公園等の整備を実施します。また、老朽化した施設の整備や地域と連携した見回り等の実施により、安全・安心な環境を整備していきます。

■施策を実現するための主な事業

① 図書館の充実

- ❖ 図書館利用の啓発を行うとともに、行事や小集会を開催することで、親子等の居場所としても有効な「絵本コーナー」や「幼児・情報フロア」の活用と施設の周知を促進します。
- ❖ ファミリー・サポート・センターとの連携やブックスタート事業を図書館で実施する等、図書館の利用を促進するための取り組みを推進します。
- ❖ 都留文科大学附属図書館の利用方法等についての周知を行い、学びの場としての活用を促進します。

② 公園等の整備

- ❖ 日常の憩いの場、子どもがのびのびと遊ぶことができる場所として公園や緑地などを整備していくことを検討しながら、親子が安心して公園を利用できるよう、遊具の点検・整備や有害物の取り締まり、見回りなど地域の協力を得ながら安全性を確保します。
- ❖ 都市公園以外の公園との連携の中で、多様化する市民ニーズを踏まえ、誰もが安全・快適に利用できる公園づくりを検討します。

(4) 安全・安心なまちづくりの推進

安心して子育てをするためには、様々な子育て支援サービスも重要ですが、安全・安心に生活できる環境を整備していくことも重要です。

子どもが被害にあう交通事故や犯罪が近年社会問題となっており、事故や犯罪に巻き込まれないように対策を進める必要があります。また、ベビーカー等を利用する子育て世代が外出する際に、段差等が多ければ外出が不便となり、また危険性も増加します。誰もが外出しやすい環境、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進していく必要があります。

ユニバーサルデザインの考え方に基づく、誰もが利用しやすいまちづくりを進めるとともに、地域や関係機関と連携した交通安全、防犯対策を実施します。

■施策を実現するための主な事業

① 歩道や通学路・保育園等周辺道路の整備

- ❖ 保育園（所）や認定こども園等が行う散歩などの園外活動や通学路の安全を確保するために、キッズゾーンの設定等、安全確保や整備を行います。

② ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備事業

- ❖ 子育て世代が安心して移動できるよう、スロープや玄関の段差解消について計画的に施設整備を行います。
- ❖ ユニバーサルデザイン化が完了している施設の維持管理を行います。

③ 交通安全教育の推進

- ❖ 交通安全協力団体等と協力し、幼児・児童の入園・入学時に交通安全指導を行います。
- ❖ 交通安全教材及び啓発グッズの配布を行います。

④ 家庭・地域等と連携した学校安全管理（スクールガード）〈再掲〉

- ❖ 子どもの登下校時等の安全確保のため、地域の協力のもと、スクールガードを配置します。
- ❖ 「こども110番の家」の設置拡充に取り組みます。
- ❖ 学校、地域で緊急時における情報伝達手段や情報共有手段を整え、緊急時に早期に対応できる体制を整備します。

⑤ 都留市通学路安全推進協議会

- ❖ 通学路の安全を確保するための対策について協議し、通学路の安全を確保します。

⑥ セーフ・コミュニティ認証取得事業〈再掲〉

- ❖ 地域住民と行政等が協働して取り組むセーフ・コミュニティの考え方に基づく、安全・安心なまちづくりを推進します。

第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域設定の概要

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を“教育・保育提供区域”として設定することとされています。

幼児期の特定教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（＝教育・保育提供区域）を設定します。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

(2) 区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定しました。

(3) 都留市における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、本市では、教育・保育提供区域を、市内全域（1区域）に設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、市内全域（1区域）に設定します。

教育・保育提供区域 地域子ども・子育て支援事業提供区域
都留市内全域

2 子ども数の推計

令和6年までの子ども数の推計結果は次のとおりです。0～5歳、6～11歳ともに減少傾向が見込まれ、子ども数は減少していくものと推計されます。

(人)

	実績値	将来推計値				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	193	183	179	172	168	163
1歳	181	196	186	182	175	171
2歳	187	178	193	183	179	172
3歳	213	189	181	198	187	183
4歳	211	212	188	180	197	186
5歳	212	211	212	188	180	197
0～5歳	1,197	1,169	1,139	1,103	1,086	1,072
6歳	237	211	210	211	187	179
7歳	211	236	211	209	210	187
8歳	243	211	236	211	209	210
9歳	221	243	212	236	211	209
10歳	237	220	242	211	235	210
11歳	273	236	219	241	210	234
6～11歳	1,422	1,357	1,330	1,319	1,262	1,229
0～11歳	2,619	2,526	2,469	2,422	2,348	2,301

※推計方法：コーホート変化率法

3 幼児期の特定教育・保育事業

■量の見込み設定についての考え方

教育・保育施設、サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、教育・保育提供区域の計画期間における「幼児期の特定教育・保育施設、サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

■認定区分

区分	年齢	保育の必要性	利用施設・事業
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり	保育所、認定こども園 （幼稚園利用も可能）
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園 地域型保育事業

■教育・保育の確保内容（施設及び事業）

区分	利用施設・事業
特定教育・保育施設	施設型給付を受ける教育・保育施設 ①幼稚園 ②保育所 ③認定こども園
未認可幼稚園	施設型給付を受けない幼稚園
特定地域型保育事業	地域型保育給付を受ける地域型保育事業 ①小規模保育（定員6～19人） ②家庭的保育（定員5人以下） ③居宅訪問型保育 ④事業所内保育

(1) 1号認定（教育）

■事業内容（認定区分）

保護者の就労等、保育の必要性の有無に関わらず、満3歳以上の子どもに認定こども園や幼稚園で教育を提供する認定区分です。

■量の見込みと確保の内容

(人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
① 量の見込み (必要利用定員総数)	150	142	139	138	139	
1号認定	150	142	139	138	139	
② 確保の 内容	特定教育・保育	171	171	171	171	171
	未認可幼稚園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差(②-①)	13	21	24	25	24	

■量の確保方策

- ❖ 量の見込みのピークである令和2年度の150人に対しては、現在の供給量で受け入れが可能となっておりますが、保育の必要性がなくなった場合でも、子どもが慣れ親しんだ園を退園することなく利用できる体制を整え、子どもの健やかな成長及び発達を支援するため、今後も認定こども園の設置について検討していきます。

(2) 2号認定（保育）

■事業内容（認定区分）

保護者の就労等、保育の必要性の事由を有する、満3歳以上の子どもに保育園や認定こども園で保育を提供する認定区分です。

■量の見込みと確保の内容

(人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		450	427	416	415	416
② 確保の 内容	特定教育・保育	490	490	490	490	490
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差(②-①)		40	63	74	75	74

■量の確保方策

- ❖ 平成31年度現在、市内に認定こども園は3園、保育園（所）は10園（公立1園、私立9園）あり、490人の受け入れが可能となっています。
- ❖ 量の見込みのピークである令和2年度の450人に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、必要な量は確保されています。

(3) 3号認定（保育）

■事業内容（認定区分）

保護者の就労等、保育の必要性の事由を有する、満3歳未満の子どもに保育所・認定こども園で保育を提供する認定区分です。

■量の見込みと確保の内容

(人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	300	302	291	283	274
0歳児	50	49	47	46	45
1・2歳児	250	253	244	237	229
② 確保の 内容					
特定教育・保育	324	324	324	324	324
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差(②-①)	24	22	33	41	50

■量の確保方策

- ❖ 平成31年度現在、市内に保育園（所）は10園（公立1園、私立9園）あり、324人の受け入れが可能となっています。
- ❖ 量の見込みのピークである令和3年度の302人に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、必要な量は確保されています。

■0～2歳の保育利用率

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0～2歳児人口（人）	557	558	537	522	506
保育利用者（人）	300	302	291	283	274
保育利用率（％）	53.9	54.1	54.2	54.2	54.2

4 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域の計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、実施時期及び確保の内容を以下のとおりに設定します。

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

■事業内容

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容 (人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	70	69	68	66	64
② 確保の内容	70	69	68	66	64
	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
差(②-①)	0	0	0	0	0

■量の確保方策

- ❖ 平成31年度現在、私立5保育園（所）で当該事業を実施しています。
- ❖ 量の見込みのピークである令和2年度の70人に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、必要な量は確保されています。

(2) 放課後児童健全育成事業

■事業内容

放課後児童クラブ(学童保育)は、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を支援することを目的とした事業です。

■量の見込みと確保の内容

(人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	453	445	439	420	407
小学1年生	117	116	114	108	106
小学2年生	107	105	104	100	97
小学3年生	83	81	80	77	74
小学4年生	67	66	65	62	60
小学5年生	56	55	54	52	50
小学6年生	23	22	22	21	20
② 確保の内容	460	460	460	460	460
差(②-①)	7	15	21	40	53

■量の確保方策

- ❖ 平成31年度現在、8学区、11クラブで当該事業を実施しています。
- ❖ 量の見込みのピークである令和2年度の453人に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、必要な量は確保されています。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

■事業内容

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

(人日/年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	35	35	35	35	35
② 確保の内容	35	35	35	35	35
差(②-①)	0	0	0	0	0

■量の確保方策

- ❖ 2施設と契約を締結し、令和元年12月より当該事業を実施しています。
- ❖ 量の見込みである35人に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、必要な量は確保されていますが、契約2施設の所在地が甲府方面であることから、富士・東部地域の児童養護施設等へ事業開始の働きかけを行います。また、施設等への送迎に対する支援策を検討します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

■事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

(人回/年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	1,864	1,867	1,797	1,746	1,693
② 確保の内容	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

■量の確保方策

- ❖ 市内2か所の子育て支援センターのほか、認定こども園において子育て支援事業を実施しており、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。保護者の要請に応じたサービスの提供等、事業内容の更なる充実を検討していきます。

(5) 一時預かり事業

■事業内容

認定こども園（幼稚園型Ⅰ）在園児を対象にしたものとその他のものがあります。

認定こども園（幼稚園型Ⅰ）在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、その他のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預かる事業です。

①幼稚園型Ⅰにおける一時預かり

■量の見込みと確保の内容

(人日/年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	120	120	120	120	120
1号認定の利用	120	120	120	120	120
② 確保の内容	120	120	120	120	120
1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)	0	0	0	0	0

■量の確保方策

- ❖ 平成31年度現在、私立1保育園（所）で当該事業を実施しています。
- ❖ 量の見込みである120人日に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、必要な量は確保されています。

②その他（幼稚園型 I を除く）一時預かり

■量の見込みと確保の内容

(人日/年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	5,489	5,348	5,178	5,098	5,032
② 確保の内容	5,600	5,600	5,800	5,800	5,800
一時預かり	400	400	600	600	600
ファミリー・サポート・ センター	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
差(②-①)	111	252	622	702	768

■量の確保方策

- ❖ 平成31年度現在、2か所の保育園・認定こども園とファミリー・サポート・センターで当該事業を実施しています。
- ❖ 量の見込みのピークである令和2年度の5,489人日に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、必要な量は確保されているといえますが、ファミリー・サポート・センター活用の促進や保育園等の余裕活用型の一時的預かり事業の開始を促進することなどにより、ニーズに対応していきます。

(6) 病児・病後児保育事業

■事業内容

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

現在は一日当たりの定員6名で年間230日程度開設しています。

■量の見込みと確保の内容

(人日/年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	450	440	431	418	410
② 確保の内容	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)	930	940	949	962	970

■量の確保方策

- ❖ 平成31年度現在、市内1施設で当該事業を実施しています。
- ❖ 量の見込みのピークである令和2年度の450人日に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、必要な量は確保されています。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

■事業内容

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

(件/日)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	10	10	10	10	10
② 確保の内容	30	30	30	30	30
差(②-①)	20	20	20	20	20

■量の確保方策

- ❖ 1日当たり10件程度の利用が見込まれ、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、必要な量は確保されています。

(8) 利用者支援事業

■事業内容

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です（子ども・子育て新制度において新設された事業）。

■量の見込みと確保の内容

(箇所)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	1	1	2	2	2
② 確保の内容	1	1	2	2	2
差(②-①)	0	0	0	0	0

■量の確保方策

- ❖ 現在は、いきいきプラザ都留窓口で実施していますが、より利用し易い環境を整備するため、複数箇所での実施を行って行きます。

(9) 妊婦健康診査

■事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を支援するため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■量の見込みと確保の内容

(人回/年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	2,562	2,506	2,408	2,352	2,282
② 確保の内容	実施場所	都留市立病院、山梨赤十字病院、富士吉田市立病院			
	実施体制	医療機関との連携			
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目			
	実施時期	初期～妊娠23週：4週間に1回 妊婦24週～35週：2週間に1回 妊娠36週～分娩：1週間に1回			

■量の確保方策

- ❖ 都留市立病院が産科分娩を開始したことにより、妊婦健診の利便性及び量の確保はできていますが、より安全な出産のため、継続的に妊婦健診の利用を促進します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

■事業内容

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

(人/年)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み		183	179	172	168	163
② 確保の 内容	実施体制	健康子育て課（保健師等）				
	実施機関	健康子育て課				

■量の確保方策

- ❖ 現在でも、全ての家庭に訪問していますが、切れ目のない支援を行うため、提供する情報の充実や、各機関と連携し支援を実施します。

(11) 養育支援訪問事業

■事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

令和3年度に子ども家庭総合支援拠点を健康子育て課内に設置する予定であるため対策を強化します。

■量の見込みと確保の内容

(件/年)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み		320	350	400	420	430
② 確保の 内容	実施体制	健康子育て課相談員・保健師				
	実施機関	健康子育て課				

■量の確保方策

- ❖ 養育支援が必要な家庭が増加する傾向があることから、事業に当たる保健師等の専門職の充実を図るとともに、さらなる資質の向上に努めます。

第6章 計画の推進

子ども・子育て支援新制度においては、計画で定めた5年間の量の見込み及び確保方策に基づき、計画的に事業等を実施するとともに、子育て世代のニーズを的確に捉えつつ、子ども・子育て支援事業を着実に推進していく体制を構築するとともに、計画の実施状況を把握し、その結果を事業の改善や充実に反映させていくことが重要です。

(1) 本計画は、市民をはじめ地域や関係機関などと連携し、本市の子どもや、子育て世代を支援していこうとするものです。

そのため、計画の内容を広く理解してもらうために、市の広報やホームページをはじめ、あらゆる機会を捉えて、計画の周知を行います。

(2) 本計画は、行政だけで推進するものではなく、それぞれの家庭をはじめ、保育所（園）、認定こども園、学校、放課後児童クラブ、地域その他の関係機関・団体等と連携・協働し取り組んでいきます。

(3) 本市の目指す「ひと集い 地域の中で子どもが健やかにのびのび育つまちづくり」の実現には、子ども、家庭のニーズや地域環境の変化に応じて適宜、事業等の見直しを図る必要があります。

このため、事業が効果的に実施されるよう、子どもの保護者や保育・教育関係者、学識経験者等で構成される「都留市子ども・子育て会議」において、年度ごとの計画の実施状況を点検し、評価していきます。

また、評価に伴い、施策の見直しや改善等、必要な措置を講じていきます。